

平成19年第2回  
笠間市議会定例会会議録 第3号

平成19年6月14日 午前10時00分開議

出席議員

|     |    |   |     |    |   |
|-----|----|---|-----|----|---|
| 議長  | 28 | 番 | 石崎  | 勝三 | 君 |
| 副議長 | 13 | 番 | 萩原  | 瑞子 | 君 |
|     | 1  | 番 | 小磯  | 節子 | 君 |
|     | 2  | 番 | 石田  | 安夫 | 君 |
|     | 3  | 番 | 蛭澤  | 幸一 | 君 |
|     | 4  | 番 | 野口  | 圓  | 君 |
|     | 5  | 番 | 藤枝  | 浩  | 君 |
|     | 6  | 番 | 鈴木  | 裕士 | 君 |
|     | 7  | 番 | 鈴木  | 貞夫 | 君 |
|     | 8  | 番 | 西山  | 猛  | 君 |
|     | 9  | 番 | 村上  | 典男 | 君 |
|     | 10 | 番 | 石松  | 俊雄 | 君 |
|     | 11 | 番 | 畑岡  | 進  | 君 |
|     | 12 | 番 | 海老澤 | 勝  | 君 |
|     | 14 | 番 | 中澤  | 猛  | 君 |
|     | 15 | 番 | 上野  | 登  | 君 |
|     | 16 | 番 | 横倉  | きん | 君 |
|     | 17 | 番 | 町田  | 征久 | 君 |
|     | 18 | 番 | 大関  | 久義 | 君 |
|     | 19 | 番 | 市村  | 博之 | 君 |
|     | 20 | 番 | 野原  | 義昭 | 君 |
|     | 21 | 番 | 杉山  | 一秀 | 君 |
|     | 22 | 番 | 柴沼  | 広  | 君 |
|     | 23 | 番 | 小園江 | 一三 | 君 |
|     | 24 | 番 | 須藤  | 勝雄 | 君 |
|     | 25 | 番 | 竹江  | 浩  | 君 |
|     | 26 | 番 | 常井  | 好美 | 君 |
|     | 27 | 番 | 海老澤 | 勝男 | 君 |

欠 席 議 員

な し

出 席 説 明 者

---

|             |             |
|-------------|-------------|
| 市 長         | 山 口 伸 樹 君   |
| 副 市 長       | 石 川 和 宏 君   |
| 教 育 長       | 飯 島 勇 君     |
| 市 長 公 室 長   | 永 井 久 君     |
| 総 務 部 長     | 塩 田 満 夫 君   |
| 市 民 生 活 部 長 | 野 口 直 人 君   |
| 福 祉 部 長     | 保 坂 悦 男 君   |
| 保 健 衛 生 部 長 | 仲 村 洋 君     |
| 産 業 経 済 部 長 | 青 木 繁 君     |
| 都 市 建 設 部 長 | 小 松 崎 登 君   |
| 上 下 水 道 部 長 | 早 乙 女 正 利 君 |
| 教 育 次 長     | 加 藤 法 男 君   |
| 消 防 長       | 吉 井 勝 蔵 君   |
| 会 計 管 理 者   | 成 田 均 君     |

---

出 席 議 会 事 務 局 職 員

|           |         |
|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 鈴 木 健 二 |
| 事 務 局 次 長 | 中 田 明   |
| 次 長 補 佐   | 柴 山 昭   |
| 係 長       | 山 田 正 巳 |

---

議 事 日 程 第 3 号

平成 1 9 年 6 月 1 4 日 ( 木 曜 日 )

午 前 1 0 時 開 議

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て

日 程 第 2 一 般 質 問

1 . 本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て

日 程 第 2 一 般 質 問

---

午前10時00分開議

#### 開議の宣告

議長（石崎勝三君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は27名です。本日の欠席議員は、4番野口 圓君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

---

#### 議事日程の報告

議長（石崎勝三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

#### 会議録署名議員の指名

議長（石崎勝三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、7番鈴木貞夫君、8番西山 猛君を指名いたします。

---

#### 一般質問

議長（石崎勝三君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

最初に、7番鈴木貞夫君の発言を許可いたします。

7番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。

通告に従い、一般質問を行います。

ここ一、二カ月、あっと驚くような事件が続いております。年金の6000万を超える不明の問題、介護保険のコムスン、この問題等々は高齢者にとってただごとではありません。これらの問題は今までも何かと指摘されてきたことが今大きな事件として明らかになったと言えます。その上に、防衛省の情報収集、関係ない市民運動、ジャーナリスト、地方議員等まで調べる、国民を監視していると思えるような時代が進んでおります。背筋が寒い

思いです。

私は、今回の一般質問に当たり、高齢者や所得の低い人たち、また、周辺地域の活性化問題について行政はどうあるべきか、地方自治体の役割は何かを真剣に考えてみました。以下の質問を行い、市長を初め市執行部の見解を伺うものであります。

まず第1番に、75歳以上を対象とする、いわゆる後期高齢者医療制度についてです。

来年度、08年4月から実施の予定されている後期高齢者医療制度は、国保や組合健保から75歳以上を切り離し、さらに65歳から74歳までの寝たきりと認定された人たち、主に収入は年金、働くことがままならない人を対象にする制度で、基本的な運営は広域連合が行い、保険料の徴収、納付、各種届け出、受け付けなど実務を市町村が行う特異な医療制度です。来年4月からの発足は余りにも拙速であるというふうに言わざるを得ません。市民は制度そのものも全く知らず、高齢者への新たな負担増は明らかな、問題が多い制度だと言わなければなりません。

以下、質問いたします。

まず第1、保険料の額とその算定基準は、また滞納者への保険証取り上げがあるというふうに聞きますが、この点について。医療給付の内容、それには制限があるのかどうか。保険料の軽減制度というのがこの制度の中に入っているのかどうか。広域連合議会は発足しました。しかし、その審議内容が市議会にもどこにも報告されておらず不明であります。市長は、市長会等で推薦した議員も送られておりますので、やはり議会なり市に報告する義務があると思いますが、その点をまず伺っておきます。

次に、少額所得者減免制度についてお尋ねいたします。

昨年度、税制改正のお知らせなるものが、ちょうど今の時期に全戸に配布されました。そして1年、高齢者控除や定率減税が廃止され、今年度はさらに住民税が一律10%になるなど、今まで税負担のない人にまで税がかかり、その上、介護や国保にも連動し増額されるというふうな事態になっております。所得の低い人や高齢者への負担は増すばかりです。社会的格差が広がり、滞納が増加し、市政を圧迫しないかというふうに懸念もされます。現状はどうなっているのでしょうか。

また、いわゆる少額所得者、所得の低い人たちに対するさまざまな減免制度や軽減制度等があります。それは国保や介護にもありますが、しかし、申請ということもあり、これらの制度が市民には余りにも知られておりません。水道料金や住民税の支払いも大変だという声が聞かれる中で、高齢者医療制度への負担等を見ると、笠間市の少額所得者への減免や軽減制度、また特別な制度があると思われませんが、改めて明らかにし、市民に対し周知徹底を図られたい、そのように思います。お答え願いたいと思います。

次に、イノシシとハクビシン対策と農村地域の活性化、グリーンツーリズム等についてお尋ねしたいと思います。

今、山間地、農村部だけでなく、市の中心街にも、市街地の中にもイノシシ等が出没し

ており、またハクビシンも市の中心で見られるというふうに分かれています。年間を通しての被害は目に余る状況であり、田畑を放棄しないためにも、殊に農村地域の活性化のためには対策を急がなければなりません。3月に発足した栃木県と茨城県の広域連合は、6月から具体的な事業を行うというふうに分かれています。7月には狩猟免許の試験が実施の予定ですが、実効性ある取り組みとするためには、事前に被害地域の人々と行政が協力して具体的な調査をして、その対策を練る必要があるのではないのでしょうか。

イノシシ等の被害は、山の利用が少なくなり田畑と山間地域との境がはっきりしないためといわれています。そのためにも遊休農地等の活用は必要です。都会で生活する人や若い陶芸家の中には農村への関心の高い人がいます。市は、市の活性化のためにも積極的なそれらの対策が必要というふうに分かれます。どのような施策が今あるのか伺うところであります。

次に、エコフロンティアかさまの情報開示と安全性について伺っておきます。

この1年間の埋立量は8万2,000トンといわれています。その発生元の搬入業者、県下の市町村からの焼却灰、中間処理施設や工場からの廃棄物の現状を情報開示を求めましたが、個人情報に当たるので開示はできないということでありました。市は、これらの発生元については承知しているのか伺います。

また、この1年間、3万7,000トンが焼却されております。その内容は、先ほどの監視委員会の報告等を見ますと、廃プラスチックが50%、一般廃棄物のプラスチック類を加えると、60%を超えるのではないかとというふうに分かれます。

私は、当初の炉の設計等を見てみますと、当初の炉の設計というのは廃プラスチック27%、農ポリ5%、いわゆる三十二、三%と計画してあります。そのことと、計画した時点と比べると、約倍になっております。このようなプラスチック類を多量に焼却施設で焼却することには今後問題が生じるのではないかと、安全性が懸念されるが、どう認識しているのか伺うところであります。

以上で第1回とします。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 7番鈴木貞夫議員のご質問にお答えいたします。

近年の急速な少子高齢化、高齢者医療の増大を踏まえ、その費用をどのように分かち合い、医療制度をどのように持続可能なものにしていくかが重要な課題となっております。これらの問題を解決するために、健康保険法等の一部改正をする法律が平成18年6月21日に公布され、75歳以上の後期高齢者の医療制度が平成20年4月から開始されることとなりました。

この制度の確実及び円滑な運営を図るために、県内の全市町村によって構成されます茨城県後期高齢者医療広域連合が、平成19年1月24日に設立されました。事務所が水戸市赤

塚に開設され、準備を進めているところでございます。後期高齢者医療制度の広報につきましては、7月より随時「広報かさま」で全世帯に配布をしていきたいというふうに考えております。

議員質問の保険料の額とその算定基準、また滞納者への保険証取り上げはあるのかとのご質問でございますが、保険料の算定につきましては応能割、応益割の2方式で算定をいたしまして、賦課総額に対して50対50の標準割合ということになります。保険料の額については、現在、広域連合内にて試算中であります。保険料滞納者についての被保険者の負担の公平を図るために、国保同様、短期被保険者証また資格証明の交付を行うこととなります。

次に、医療給付の内容は制限があるのかとのご質問でございますが、医療給付の内容については、高齢者の医療の確保に関する法律第56条に定められております。具体的には、医療の給付及び入院時食事療養費、入院時生活療養費、訪問看護療養費、高額療養費、高額介護合算療養費等の支給を行います。医療給付の制限につきましては、自己の故意の犯罪等により疾病または負傷した場合は限度があるということになります。

次に、保険料の軽減につきましてでございますが、世帯の所得水準に応じまして均等割の額の部分7割、5割、2割の軽減措置があります。また、これまで被保険者の被扶養者として保険料を負担してこなかった方があるわけでございますが、後期高齢者医療制度に加入したときから2年間、均等割の保険料が2分の1ということになります。

次に、広域連合議会の審議内容が市議会にどう報告されるかとの質問でございますが、広域連合議会会議規則第71条の中で、議会の会議録は印刷をして広域連合議会議員及び関係者に配布をするということになっております。広域連合事務局において、市町村に各議会終了後に会議録を速やかに市長及び議長あてに報告をするということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

〔総務部長 塩田満夫君登壇〕

総務部長（塩田満夫君） 7番鈴木（貞）議員のご質問にお答え申し上げます。

議員ご質問の市税の滞納状況でございますけれども、市税の平成17年度現年分の収納率と平成18年度現年分の収納率を比較してみますと、平成18年度は96.7%となっております。前年度より0.8%上昇しているところでございます。滞納額は減少に向かっているところでございます。ただ、しかし、平成19年5月1日現在、市税の滞納額は10億4,221万6,000円、国民健康保険税の滞納額が9億5,916万3,000円、負担金や使用料の未納額3億4,467万7,000円ということになっておりまして、合計では23億4,605万6,000円となっております。これらにつきましては、今後さらに滞納額の減少に向けまして、差し押さえ等を積極的に行いまして、滞納の解消に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、少額所得者への減免や軽減制度についてでございますが、当市の住民税につきましては、非課税者は生活保護による生活扶助を受けている者、それから年間所得が125万円以下の障害者、未成年者、寡婦または寡夫でございます。また、住民税の減免として、当該年度において火災、水害、地震等により所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者等が該当しているところでございます。さらに、介護保険料や国民健康保険税、医療それから福祉サービス等につきましても、一定の所要要件により減免または軽減がございます。

市民へのお知らせについてでございますけれども、それぞれケースに合った方法で現在行っているところでございます。今後につきましても、広報紙や市のホームページ、相談や該当者への直接送付など、適切な方法で市民への周知を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 4番野口 圓君が着席しました。

産業経済部長青木 繁君。

〔産業経済部長 青木 繁君登壇〕

産業経済部長（青木 繁君） 鈴木貞夫議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、昨年度の有害駆除の実績につきましてご報告いたします。

イノシシ、ハクビシン対策でございますが、昨年度の有害駆除につきましては、イノシシで31頭、猟期間中においては70頭であり、総駆除頭数としまして101頭を駆除し、今年度においても引き続き猟友会の方々へお願いをしている状況でございます。茨城・栃木県境地域鳥獣害防止広域対策協議会の設立目的や事業概要等につきましては既に答弁しておりますが、その後、今年度に入りまして、国の補助事業において内示がございました。総事業費で1,660万円と示されました。事業概要につきましては変更ございませんが、笠間市の事業につきましては216万2,000円の配分枠となりました。市といたしましては、この事業をいかに効果的に活用できるか検討した結果、引き続き猟友会へのお願いをするとともに、被害地域において自己防衛がどのような形でできるかを検討したところでございます。具体的には猟友会へのおりの貸し出し、イノシシ、ハクビシンの箱わな及びイノシシ用のくくりわななどを購入し、猟友会及び地元の方々へ貸し出しを実施し、なお、わな等を使用する場合においては免許資格が必要ですので、免許取得の経費に対する支援を検討しております。

この免許試験につきましては、受験料が5,300円で3年間有効で、7月に1回、8月に2回、年3回実施されているところでございます。また、電気さくにつきましては試験事業として実施し、被害の多い地域を対象に維持管理など、地元とよく協議をし設置したいと考えております。

なお、広報については、「週報」及び被害地区に重点的にアピールしたいと考えており

ます。

さらなる対策といたしましては、農地の荒廃地の解消が大きなかぎになると考えております。具体的には比較的労力のかからない地域に適合した作物を導入し解消を図りたいと考えております。

次に、グリーンツーリズムの件でございますが、新たな動きを紹介いたしますと、クラインガルテン入居者で構成します笠間を楽しむ会では年間計画ができておりまして、2月から3カ月に1回の割合で、市内のレストランでの会食を楽しみながら交流が始まっております。そのほか、笠間市に恩返しをしたいということで、大学等で講義をしている方々が数名おりまして、専門知識や特技を生かし講演会を実施したいとの申し出があり、第1回を近々に実施する予定を立てております。市といたしましては、講演やアドバイスなどを行える機会をつくり、市民を巻き込みながら市の活性化に向けた事業展開を図っていききたいと考えております。

また、今年度につきましては、グリーンツーリズムの指針となる農林業振興基本計画を策定し事業を推進することになりますが、新たな取り組みとして農的資源や自然、史跡が多く点在する愛宕山周辺において観光農業、交流事業の展開を図り、訪れる人を地域ぐるみでもてなす環境づくりを行いながら、あわせてあたご天狗の森スカイロッジの利用促進にもつなげていききたいと考えております。さらに、笠間市内への移住、定住を希望する人々たちに対しましては、ホームページ等により笠間のさまざまな情報提供を行いながら、田舎暮らし志向や2地域居住に対応した受入体制づくりを模索研究していききたいと考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長野口直人君。

〔市民生活部長 野口直人君登壇〕

市民生活部長（野口直人君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

県下の市町村からの焼却灰につきましては、一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準によりまして、処分場が在する市町村に通知することになりますので、エコフロンティアかさまに搬入されず焼却灰につきましては、笠間市に通知が来ております。

その他の産業廃棄物受け入れに関しましては、エコフロンティアかさまより、主な排出事業者についての報告を受けております。

また、プラスチック類が当初の計画と比較して多いとのご質問ですが、プラスチック類の1日当たりの処理能力は88トン確保しておりますので、安全性については全く問題ないと聞いております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 7番鈴木貞夫君。

7番（鈴木貞夫君） 1回目の回答をいただいたわけですけれども、この75歳以上の後



期高齢者問題、私は、いたって形式的で、その内容が全然具体的でない。新聞やテレビ等でもこの問題は時々報道はされておりますけれども、来年の4月に発足するのにその内容が定かでないというのは、私は問題だと思うのです。いずれにしても、この制度は今ある国保や、なぜ切り離さなければならないのか。75歳以上であっても現役で働いていて組合健保や何かにいる人までも、なぜ後期高齢者の方に持ってきてしまうのか。また、先ほども言いましたけれども、65歳から74歳までの寝たきりということは病人ですよ。ましてや75歳以上の人たち、高齢者は働く意欲があったとしても体力的に働けなかったり、自分で収入、稼ぐことができない人たちだけを集めてどのくらいの保険料を取るのかということ、7月のあれから明らかにするわけですか。

いろいろ国会の議論等もあります。そういうふうなことを私は注目を、見ているいろいろ聞いているわけですが、年金が18万円ある人にも天引きすると。いずれにしたって年金からほとんどの人は天引きされるという状況で、今までで何とか明らかになってきた国会の質疑等聞いておりますと120万円以下の人が1万1,160円、これが一番低いですね。

300万円の人だと年間15万円ぐらいになるということ、厚労省は示しているのです、国会で。これらの人が今までどういうふうな国保の扶養家族として支払っていたのか。均等割の2万1,000円だけだったのか、自分が独自に国保に入っていたのか、それはいろいろわかりませんが、もし国保の家族の扶養家族として組合健保その他に入っていた75歳の老人が、息子が組合健保にいてその扶養家族になっていた人というのは15万円ぐらいかかるということを示しているのです。

私は、この保険制度の問題というのは、後期高齢者といいながらも、そういうどうしても医者にかからなければならない、年をとることによって何らかの身体的ないろいろな障害というか、足が痛い、目も悪いというふうなことを抱えた人たちを集めた医療制度をつくったときに、この保険制度では2年で見直しになっているのです。2年で絶えず見直してずっと上がって行ってしまふ。どこまで上がるかはわからない。

しかも、先ほども言いました短期保険証だとか資格証明書を出すと。今まで国保や何かで原則的には75歳以上のお年寄りについては、高齢者については保険証は取り上げないというのが基本的な原則ではなかったのでしょうか。しかし、今度の後期高齢者保険というのは、滞納したら短期証明書や資格証明書になってしまうということが義務づけられているのですよ。私はこの辺が大変な問題を引き起こす問題だというふうに言わざるを得ないわけですね。

また、介護保険との関連はどうなるのか。今この国保では金銭的な問題だけで、具体的に医者にかかったときや何かの問題ということかもしれません。しかし、介護保険との関連というのはどうなるのか。その辺が全然明らかにならずに、コムスの事件というのがありました。それらのことを考えると、この医療制度の持っている問題点というのはただならぬ大変な問題を引き起こすのではないかと。

決定は広域連合会が行います。しかし、その実務は市町村がするわけです。それで、証明書や何かを発行するのも結局は市町村が具体的にやらなければならない。事務がふえるわけです。滞納整理から何から、すべてを市町村が具体的なことをやる。これは大変なことだと思いますよ。決めるのは上で決めました、責任はすべて市町村に来る、そういうときに、この制度の骨幹といえるべきようなことを、もう少し市としては的確につかんでおくことが必要ではないかというふうに、私は思わざるを得ません。

5月の末ごろにNHKの解説で解説者が、安心できる高齢者医療ということで、この問題を取り上げているのです。その人がどういうことを、これは全く私は不思議に思いました。思わずメモをとっておきましたけれども、赤ひげ先生のいた時代に戻すというようなことを言うのです。原則的には高齢者は入院させない、いろいろな制約があって入院できない、在宅医療を中心とすると。在宅には、その地域に赤ひげ先生がいて民生委員がいて、ケースワーカーがいて看護師さんがいて、それでボランティアの人たちがいて、その人たちが在宅で療養する人たちを見守る制度にするのだということを女性の解説員が言っており驚きました。そしたら、その最後に、そういう医者これから学校をつくってつくり出すと、いわゆる研修すると、室蘭大学が何かのことを言っておりましたけれども。地域医療に専念できる医者をこれから養成していくのだと。来年から始まるのですよ、これから養成して5年も6年もかかるということになると思うのです。この問題というのは、なぜこういうことを言ったかよくわからないのですけれども、かかりつけの医者があって、その医者の推薦で病院に行って、病院がこの人は入院なのかどうかという判断をして、ほとんどは地域に返す。みとり率というのがあるそうですけれども、とにかく厚労省の方針というのは、75歳のこの医療保険の中ですべての人は亡くなっていく。しかもそれは、見取り率というように自分のうちで死ぬ率がどのぐらい高いか、病院ではなく、それによってペナルティを課すというようなことも考えているそうです。私は大変なあれだと思うのですよ。

それで、今まで、まだ先ほどの回答だと全然、幾らぐらいになるかということとはわかっておりませんね。いつこれは明らかになるのですか。来年4月から始まる保険料というのが具体的には幾らになるのですか。私はいろいろ調べて、といういろいろ講演会に行ったり、いろいろなことでこの問題について見ました。国会でも問題になっております。共産党の小池議員が質問しているのです。中心は、800万円以上の収入の人は今より負担が軽くなる、2,000万円以上の人は51万円もの負担減になりますということを政府筋も認めているのです。こういうふうに、金持ちの保険料減というふうなことが国会でも認められているようなこういう制度の問題で、私は年寄りが実際にこの保険料を払うことができるのかどうかということに危惧するわけです。やはり、この保険料がどうなるのか、早く皆さんに知らせて、この保険の実態というのはどういう場合は適用されるのかということに明らかにしなければ、4月になりました、通知が来ました、これはどういうことかという

ことで、余りにも皆さん驚かれるのではないのでしょうか。

私は、そして、保険証の取り上げなどというのは行うべきことではないと思うのです。75歳以上で保険料が払えない、病院にも行けないというような事態になったときに、さらに金がかかるような病気になりかねない。その辺のことはすべての実務を市がするわけですから、そういうことを今後どのような段階で行うのか、その他についてやはり市としては真剣に私は検討していただきたい。

保険料はいつになるのか、その問題についてどういうふうに周知徹底するのか。また市の責任というのはどうなっているのか。すべての実務を市が行うわけですから、不平不満その他は市にすべて来るわけですから、担当者のところ。それに対する市としての行政の役割というのはどういうふうになるのかということ、私は見解をお聞きしておきたいと思います。

この少額所得者の問題ですね。法的にはいろいろな問題がつくられていてあると思います。しかし、私が一番言いたいのは、一つには、その少額所得者、いわゆる所得の低い人たちに、そういうふうな制度があるということが、殊に申請というふうなこともあって、余りにも知られていない問題だと思うのです。こういうふうな場合には軽減なり減免ができますというふうなことを、わかりやすい一覧表等にして市民に示すべきではないでしょうか。

殊に、これから6月からはいよいよ住民税の問題が出てきます。まだ私のところにも、今年度の住民税はどうなるかというふうな納付通知は来ておりません。水戸に行ったときに、企業の方からは、住民税がこうなりますということが来て、その余りにも大きな額に驚いたということ、私は聞かされました。果たしてどのくらいの額となって今後来るのか、その辺のことを考えていくと、殊に前年度から行っているいわゆる税制改正で、五つのこういう税制改正というのが行われるわけです。これがことし実施されて、さらに来年度に完全に実施されるとなると、それによってさらに、所得の低い人たちには大変な負担増になるというのは明らかなのです。それと連動して、さらに国保や介護保険税も上がってくる、私はそういうときにどういう減免制度があるということで、最低ライン、ボーダーラインにいる人たちに、少しでも市としては助けてあげるということで、助けるというか援助するということ、やはり市としては考えて、こういう制度がありますということ、周知徹底させる必要というのはあるのではないのでしょうか。

実は、きのうの国会の質疑の中で、今年度の住民税というのは去年の所得にかかるわけですね。それで、会社を辞めたりいろいろな形で、ことしの収入がぐんと下がる人たち、来年を基礎にするから多額の税金がかかってくる、それについては所得が課税されない程度、いわゆる来年の制度でことしもやっていいということ、これを答弁しているのです、きのうの国会で、政府が。やはり、その辺のことはつかんでいるのかどうか。こういう通知はきっと来ると思います。7年度分の住民税を税源移譲前の額まで減額するという経過ですね、

救済措置を授けているとこういうふうに言っているのです。だから、ことし収入がぐんと減って、昨年があれだからふえる、それについては昨年のままでいいということを回答しているのです。余りにも高額になり過ぎるからということでこれは出たと思うのです。その辺のことも調べてどうなっているか、承知しているのかどうか、やはり皆さんに申請と、これも申請ですからね、申請した場合にはとなっている。申請するということはなかなかできづらいことですから、やはり周知徹底させると。去年退職した、市役所を退職した人もいます。そういう人たちについてもこういう制度が適用されるわけですから、その辺のことは十分考えられるというふうに思いますので、ひとつそういう制度があるということを十分知らせてほしいというふうに思います。

一覧表をつくって配ることができるのかどうか、そのくらいのことをしない限りは、すべての人が、そういう制度があるということを認識するというにはほど遠いことだというふうに思うのです。知らず知らずのうちにそういう救済措置も受けられない、そういうことがないようにぜひ努力していただきたい、その辺のことをもう一度伺っておきます。

イノシシの問題ですね。先ほど回答の中で 125万円というふうに出たわけですか、ちょっとあれですけども、数値はあれにしても、私がもらっている茨城・栃木県境地域云々のこの対策協議会の中では、笠間 500万円の、笠間市の事業計画、503万円が事業計画としてこういう文書出ていますね。それを見ると大分差額があるので、ちょっとその辺はどうなのですか。

やはり、額の多いとか少ないとかという問題ではなくて、やはり、今地域で、とにかく旧笠間のお稲荷さんの近辺にもハクビシンが出ていると。救われたといううちがあるという話だとか、焼物通りの共販センターという店がありますけれども、あの前の方の水戸線との間の地域にも、ほとんどジャガイモ畑、見に行きましたけれども全滅ですね、やられたというんで、ほとんど。本当に市街地の中にまで出ているような結果になっているのですよ。これは、私は山の中ですけども、自分の山の中だけだというふうなことよりもむしろ、そういう市街地に出てくるようなこういう現状をやはり、見捨てておくことはできないと思うのですね。

ひとつお願いしたいのは、現地を調査してほしい。この間、前の教育長の菅谷さん、教育長のところ、北中山というところですけども行ってきましたけれども、もう目の前の畑は全然できないというのです、田んぼにも来るけれども。田んぼに来るのを何とか防ぐのが精いっぱい、畑はもう全然できないのだと。ちょっと小高いのありますけれども。

そういう現状が実際に起きているわけですから、そういうことを十分調査した上で、どういふ箱わながいいのか、どういふわながいいのか、それとも電気さくがいいのかということをご検討してもらいたい。現地の人たちが望んでいるような対策というものをぜひ立ててもらいたいというふうに私は思うわけです。

それで、グリーンツーリズムの問題では、今、先ほど回答ありました。クラインガルテ

ンを主に答えたと思うのですけれども、クライנגルテンは一つの特徴的なあれであって、そういうのをきっかけにして笠間への関心を持ってもらうということだと思うのです。私もこの間、新聞記者が取材に来ましたから同行して、十数人の人といろいろ話してきました。それらの人も、笠間市に将来住んでもいいという希望の人が大分多いのですね。それで、今農協の管理になっているわけですね。それで、その担当者ともいろいろ話しましたが、やはり、農協だけの指定管理者だけに任せるのではなくて、やはり、行政とも一体になって、そういう人たちへの農地をどういうふうにご利用してもらえるか等の対策を早急に立てる必要があると思うのですよ。

この間、新聞には何か、大子の方やなんか、銀座の真ん中、東京の真ん中で大宣伝していたというのが茨城新聞に出ましたけれども、そういうふうなことはさておいても、やはりいろいろなところで、今、茨城新聞も団塊の世代の連載をやっておりますけれども、そういうふうなことを踏まえて、やはり笠間は地の利もありますから、そういうところでそれらの人にどういうふうにアピールできるかということを取り組んで、ぜひともこういう疎外というか、耕作地放棄せざるを得ないような事態というのを、一刻も早くなくすように努力してほしいというふうに、それは行政と地域の人たちと私たちも一緒になって考えてやらなければならない問題だというふうに思っております。

時間がないからあれですけれども、この個人情報の問題ですね、市にはそういうふうな資料が来ているわけですか。そうすると、市にはどこの市町村がどういうふうに持っているかということが通知が来ているというふうになれば、私たちがそれを見せてくれといったら、見ることはできるわけですか。

事業団が言っているのは個人情報だということで断固拒否しているというか、全然わからない、総数しかわからない。搬入業者とか県下市町村の名前を出してくれといっても出さない。

だけれども、個人情報というのは、これは至って問題があると思うのです。個人の情報を開示して、それがいろいろ利用されてマイナスになるというならいざ知らず、公共が行っているような事業において、どういう業者がどういうものを持ってくるかというのを市民が知る権利はあると思う。それを個人情報で打ち切ってしまうということには問題があると思うのです。市の方にそういうふうな情報が来ているなら、ぜひともそれは私たちにも見せてほしい。

獺友の問題についてはいろいろありますけれども、とりあえず2回目はこれで。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） 鈴木（貞）議員の再質問にお答えをいたします。

制度についてのご質問でございますが、政令等が今年の6月末に定まるというようなふうに聞いております。それを受けて、保険料が広域連合会で11月ごろに明らかになるというような予定であります。国の方で試算ということで、いろいろな話が出ておりますが、

国の方の試算としては 6,200円というような数字も出ておりますか、まだ茨城県においては明確なものは出ておりません。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

総務部長（塩田満夫君） 鈴木（貞）議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

軽減それから減免、そういう制度が知られていないのではないか、一覧表にして知らせるべきではないかというようなご質問でございますが、先ほどお答え申し上げましたように、それぞれケースが異なっております。

例えば、税でありますと、申告前にこういう方については軽減がききますよ、そういうふうなことでのお知らせをしております。さらにまた、申告時にもそういうことで申告を受けてございます。さらに、特に介護を初めといたします福祉サービス等でございますけれども、これにつきましては該当者がいる程度把握できております。そういう方には直接該当者に郵送通知をする、それから、場合によってはケアマネジャーを通じて該当者にお知らせをする、代行して申請を受けるというようなことで、個々に何が適切か、どういう方法が適切かということで現在対応しているところでございます。

そういったことで、一覧表にしてお知らせすることが必ずしも適切ではないというふうに思っておりますので、そういう必要のあるものにつきましては、今後実施していきたいというふうに考えております。

それから、もう1点でございますが、7年度分の関係で、昨年度のままよいと、税の方でございますが、申請した場合ということでございます。これについては把握してございません。後日、把握した時点でお話をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長（青木 繁君） 再度の質問の中で、協議会の事業費が 500万円じゃなかったのかというような話が、まず第1点ございました。

これは、12の市と町でつくっている協議会の中で、各市町村で要求した額が、当時 500万円を要求しておきました。内示が 216万 2,000円ということでございます。これはあくまでも広域対策協議会での話でございますが、また、鳥獣害防止対策につきましては、生活環境課の方で 100万円弱の予算を現状で持っている状況でございます。

また、そういう実施をする上できめ細やかな調査を踏まえて的確な対応をしてはというような話でございますが、この点につきましては、市の方でも的確な調査を踏まえて、計画と実施を分けて進めていきたいというふうに考えております。

それから、グリーンツーリズムの件でございますが、クラインガルテンだけではなくて、広い地域で、そしてまた、農地対策を含めた戦略を立てたらというような話でございます。今年度は愛宕山周辺を計画してございます。

こういう中で、まず団塊の世代の話が出ましたけれども、団塊の世代は何を求めているのかという原点があるかと思います。そういう中では、一つにはまず健康です。健康というのは食であり、働くこと、動くことであるかと思います。またもう一つは知的鑑賞、これは美術館鑑賞もあるでしょうし、焼き物の鑑賞、あるいは体験などもこれらに含まれるのかなと。そしてもう一つは自然、癒し、これは十分に笠間では持っているところであると思います。そのほか、団塊の世代ではボランティアに関心を持っている方が多いと。大きくは、この四つが団塊の世代の求めているものでございます。

また、一方での農村地域の現状というのは、本当に農家数がどんどん減り、耕作面積がどんどん減少し、農業産出額もどんどん減ってきております。こういう中で、農村の現状を踏まえた中から、団塊の世代のニーズと合わせた中で、広い地域の中でまず、愛宕山周辺から動き出して、農地対策を含めた、生産物を含めた対策を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 鈴木（貞）議員の2回目のご質問にお答えいたします。

排出事業者の開示の件でございますけれども、これらにつきましては、茨城県の環境保全事業団と排出の事業者の方で廃棄物処理委託契約書を結んでおります。その中で、機密保持というのがうたわれておりますので、開示はできないということになっております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 鈴木貞夫君にちょっと申し上げますが、ご承知かと思いますが、一般質問は30分で、あと残り時間2分でございますので、その間に質問してください。それで、最後でございますから、3回目、どうぞ。

鈴木貞夫君。

7番（鈴木貞夫君） 私は冒頭申しましたけれども、今、各地で6月から始まる市民税、住民税の増額の問題でいろいろな問題が起きていて、高額が、問題が大変だということで抗議の声も上がったり、それに連動して介護や国保も上がってくるということが明らかになって、今各地で、それらに対する不満というか、そういうふうな所得の低い人たちに対する高額な負担は耐えられないというふうな運動も起きてきているわけです。笠間市だけが、私は特別ではないと思うのです。やはりそういうふうな中で、今の制度の中でもどうしても払えない、そういうふうな人に対する手厚い保護というか、救済措置というのは必要だと思うのです。先ほどのように、差し押さえしても何でも取り立てればよいということでは、私は滞納整理というのは成り立たないと思うのです。やはり、新しいそういうふうな時代の中で、そういう人たちをどういうふうにするかというのが、地方自治体の重大な責務だというふうに思うのですね。

それと、先ほど言いました、これはきのうの国会の中での質疑ですから、ぜひとも、前

年度の住民税でやるというふうに回答しているわけですから、その辺は確認して、ぜひ、通知の中でも、実施するなり何なりということはしていただきたいというふうに思うわけです。

それと、例えば神奈川県の川崎市は少額所得者への減免制度、こういう条例があってやっているのです、住民税や何かも、県民税。こういう条例さえつくってやっているところもあるということ。

議長（石崎勝三君） 鈴木君、発言中ですが時間でございます。

マナーは守りましょう。

7番（鈴木貞夫君） ということなので、ぜひともその辺のことも留意されて、これから取り組んでほしいというふうに思います。

これをもって終わります。どうもありがとうございました。

議長（石崎勝三君） ここで暫時休憩に入ります。

開会は、11時5分に再開いたします。

午前10時54分休憩

---

午前11時05分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、21番杉山一秀君の発言を許可いたします。

21番（杉山一秀君） 前に通告をしておきました、朝房山の底地買い上げについて伺いをいたします。

朝房山は標高201メートルで、よく小学校の遠足の場所として何回も行きましたし、青年のころには、頂上でのど自慢大会なども行いました。しかし、何といたっても水戸市、城里町、笠間市の3市町の境目ということで大変重要であります。また、日立や水戸方面から眺めますと、山という山は全然なく、この朝房山を目指して船なども入ったと聞いております。この山は非常に見晴らしもよく、登ってみると、太平洋や筑波山、それに富士山まで見えるすばらしい山です。しかし、山の頂上の10アール、昔でいえば1反歩ですけども、そこは笠間市倉作の持ち物ですが、あとは民間人の地主が所有しております。したがって、周りの木を切るにしても地主の許可が必要となり、なかなかオーケーとはいかないのです。

大池田地区には大池田財産区議会というのがあって、7人の議員さんがおります。毎年、ゴルフ場に土地を貸してあり多大な収入があり、現在約1億円もの預金があると聞き及んでおりますが、このお金を使って朝房山の底地を買い取ってしまえば、周りが明るく見えるように木の伐採もできるし、地主にお願いすることもなく見通しのよい場所になると思います。

いろいろ聞きますと、この財産区の資金を使うには、大池田財産区のものとなっております



ますが、笠間市の印鑑が必要だとも聞いております。大池田財産区の議員さん何人かにお話をしてみるのですが、結果的には、笠間市の考え方として、この底地を購入してだれもが自由に使えるようにしていただきたいと思いますが、笠間市はどのように考えているのかお伺いをいたします。

次に、周遊バス運行についてお伺いをいたします。

旧笠間市の継続で運行している周遊バスは大変な人気で、観光案内所やショッピングなどにたくさんの方が利用し、現在、友部駅まで運行されております。しかし、無料で乗車できるために喜んで利用されていると思われませんが、市民の置かれている経済状況は非常に悪化していますので、今どき無料などというのは非常に珍しいと思っております。

こうしたバス運営につきましては、一方では喜んでいて、一方ではだめという、いわゆるメリット、デメリットの問題があると思います。こうした観点から、メリットとは何か、デメリットとは何かを知りたいと思います。バスの立ち寄りところでは、見合った受益者負担、つまり、助成金を支払いバスを運行していると聞き及んでおりますが、現在でもそのように運行されているのでしょうか。

そこでお伺いいたしますが、初めに、現在何カ所ぐらいバスが立ち寄っているのでしょうか。二つ目、バスの行き先ではそれぞれ幾らぐらいの受益者負担を支払っているのでしょうか。三つ目、これらにより笠間市のメリットとはどのようなことなのでしょうか。四つ目、今後、友部や岩間への運行を望んだ場合、取り入れていただけるのでしょうか。これらについて詳しくお伺いをいたします。

次に、国民生活習慣病に対する補助についてお伺いいたします。

平成19年5月8日、笠間市で診療費の補助金の申請、つまり人間ドック、脳ドックの申し込みを受け付けました。各病院によって価格の違いはありますが、人間ドックは4万950円のところ1万2,900円、脳ドックは6万3,000円のところ1万9,000円で安く検診ができるのです。受け付けは先着順ということもあって、午前8時30分の受け付け開始にもかかわらず、午前6時ごろから受け付けを待っていたという人もおりました。各支所とも約150人が該当するところ200人以上の方々が押しかけ、大変な騒ぎになったのです。しかし、受け付けする職員はなれていないのでということもあって手伝ってはもらえず、たった3人の職員しかおらず、私たちから見てそんなに難しくない受け付けに、長い人では3時間も4時間も待たされ、また、長く待たされた末に、あなたは定員になりましたので該当しませんのでお帰りくださいという話まで出ているのであります。

幾ら補助金を出してもらって安く検査したいからといって、受け付けするまでの時間が長かったり、受け付けしてみれば5分程度で終わる簡単な受け付けを、なれないからといって、他の職場から応援してもらえないといった苦情を言わないで、その時のみですので、もっと受け付けする職員をふやしたらいいと思います。

また、人間ドック申し込みの人と脳ドックの申し込みの人最初から分けて並ばせると

いう方法もいいのではないかと、多くの方々が口々に言うておりました。そして、受け付けは、あとの人たちに、もう最後の人が終わったというのではなく、第2次募集みたいなことを考え、その権利を与えてあげてはと思っております。

聞くところによりますと、近くの病院との契約ができていないので、少ない人しか検査できないとっていますが、もっと多くの方が検査できるように、その配慮も必要だと思います。

国保も補助金を出すのには限界があると思いますが、1人当たりの補助金額を減らしても、多くの人たちが該当するようにすることによって、国保に対する理解度も違ってくるし、滞納も大分あるようですけれども、集金にも影響が出てくると思います。このようなことから、次の4点についてお尋ねをいたします。

一つ目、受け付けをする職員の人数をもっとふやすことができないか。二つ目、人間ドックと脳ドックの希望者を二つに分けて並ばせることができないのか。三つ目、第2次募集などをして、だれにでも恩恵を与えられるようにできないのか。4番目、1人当たりの補助金額を減額してでも、もっと多くの方が検査できるようにすることと、それに、もっと近隣のたくさんの病院との契約をすることができないのか。以上の件につきましてわかりやすくご回答をお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

〔総務部長 塩田満夫君登壇〕

総務部長（塩田満夫君） 21番杉山議員のご質問にお答え申し上げます。

朝房山の底地買い上げについてのご質問でございますけれども、朝房山につきましては、以前から杉山議員から整備の提案がされてございまして、その熱い思いに敬意を表するものでございます。

朝房山につきましては、常陸風土記にも登場し、神話と伝説の神秘的な山として地域の方にあがめられております。また、笠間ファンクラブ通信創刊号にも、朝房山が特集記事として掲載され、本市の隠れた文化遺産として紹介されているところでございます。

議員のご質問の要旨は、この文化遺産を行政が購入すればいろいろな開発ができるのではないかとというようなご質問であろうかと思っております。

本市といたしましては、このようなすぐれた文化遺産につきましては、郷土の誇りとして大切に保存をしていかなければならないというふうに考えております。したがって、開発は向かないのではないかと、開発すべきではないのではないかとというふうに考えております。さらに、朝房山山頂周辺につきましては水源涵養保安林の指定を受けてございます。立木の伐採等に関しましては厳しい制限もあることから、底地は購入せず現状の保存に努め、ハイキングコース等の限定した利用にとどめたいというふうに考えております。ご理解をいただきたいと思います。

なお、大池田財産区の財産運用でございますけれども、財産区議会での議論ということ

になるかと思しますので、これにつきましては答弁を差し控えさせていただきたいと思  
います。

さらに、先ほどご質問の中で笠間市の土地が1反歩程度あるというようなお話ございま  
したけれども、これにつきましては倉作地区の共有地でございます。管理も年2回ほど地  
元の倉作地区で行っているというようなことで、管理含めまして倉作地区ということでご  
ざいますので、申し添えたいと思います。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

〔産業経済部長 青木 繁君登壇〕

産業経済部長（青木 繁君） 21番杉山議員のご質問にお答えいたします。

周遊バスのメリット、デメリット、また、どこをどのように運行しているのかという質  
問ですが、この観光周遊無料バスは、平成13年度より笠間日動美術館を初めとした観光関  
連団体で構成された運行協議会において、運行経費とバスのリース料を含めた経費、平成  
18年度の決算では約900万円、そして今年度の予算では843万円、若干減っているのはリ  
ース料が減っている関係でございます。この2分の1を笠間市が負担して運行している現  
状でございます。

友部駅から笠間地区の観光拠点であります笠間稻荷神社、日動美術館、芸術の森公園、  
茨城県陶芸美術館、笠間工芸の丘を中心に1日8往復し、年間3万2,000人の利用をいた  
だいでいるところでございます。

メリットとしましては、大変利便性の高いJR友部駅からの直接観光拠点が多い笠間地  
区への観光客の交通手段や観光拠点間の移動手段として利用されていることもあると思  
います。特に、自家用車以外で首都圏から観光客が訪れている中では、赤い広告塔として好  
評を得ているのが現状でございます。

また、デメリットですが、一言ではあわせませんが、費用対効果や各観光関連団体の  
経済的な負担については検討する必要があり、現在、新規バス購入に伴い、運行協議会  
で有料化や運行ルートについても検討しているところでございます。

さらに、立ち寄ったところから助成金はもらっているのかという質問ですが、運行協議  
会の各団体が負担して運営しておりますので、特に立ち寄ったところから助成金はいた  
だいておりません。

こういう中で、ルート設定や運行見直しに伴い立ち寄る場所からも協賛や広告収入の検  
討などを現在しているところでございます。今後は、さらに利用者へのサービスの向上等  
も検討して、継続して周遊バスを運行して、観光地笠間としての受入体制の基盤づくりを  
目指してまいりたいと考えております。

次に、友部地区や岩間地区にも同じように運行する計画があるのかという質問でござ  
いますが、昨年、試行的に岩間地区の愛宕山へ運行いたしました。友部駅は当然ですが、岩

間地区についても、今後、運行協議会におきましてルートや運行内容について検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 21番杉山一秀議員のご質問にお答えいたします。

日々の健康管理に関心を持っていただき健康な生活を送っていただくため、国民健康保険の事業の一環といたしまして、ドック健診を実施しております。市民の皆様の健康意識も高まり、今回の募集に関しましては早朝より並んだ方がたくさんおり、10時ごろまでには整理券が完了するような状況でありましたが、5月8日当日現在の受け付け状況でございます。笠間地区については、人間ドック、脳ドック、各10名枠が残ったということでございます。友部地区については、人間ドックが3名枠の残り、脳ドックにつきましては10時36分で完了になりました。岩間地区については、両方とも当日で完了したということでございます。笠間地区、友部地区の残り枠につきましては、その後10日までには定員となりました。全部満杯ということになりました。

当日混乱したにもかかわらず定員とならなかったことについては、希望する病院が定数オーバーしたことや、待つことが大変だという理由かと思われれます。先着順ということで、希望者が一定の時間帯に集中してしまったことや、自分の希望する病院に申し込みたいというようなことが原因ではなかったのかなというふうに思われれます。

議員質問の、受け付けをする職員の人数をもっとふやすことができないのか、また、人間ドック、脳ドック別に並ばせることができないのかというご質問でございますが、今後、人間ドック及び脳ドックを別々に受け付けをし、受け付け人員をふやし待ち時間の短縮を図って、問題の解決を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、2次募集でございますが、だれでも恩恵が受けられるようにすることができないのかとの質問でございますが、これについては関係病院の契約や予算の関係で、今年度中については予定をしておりませんが、各保健センターで現在実施しております総合健診、胃がん、大腸がん検診、子宮がん、乳がん検診、骨粗しょう症検診等がありますので、そちらをぜひご活用願いたいと思います。

次に、最後に、1人当たりの補助金を減らし多くの人たちが検査を受けられるようにしてほしい、そのためにはもっと検査ができる病院と契約することができないかということでございますが、現在、8医療機関と契約をして実施しておりますが、国保加入者の健康に関する意識が高まっている中、今後の医療機関との受入態勢を協議しながら受入病院を見直しして、より受診しやすいような体制をつくっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 21番杉山一秀君。

21番（杉山一秀君） 今、寂しいお返事をいただきました。朝房山は要らないというようにございまして、このてっぺんというか、山の頂上は笠間市のものなのです。そこに上がっていく道も確保されていない。そういうことで、また木を切りたいなど、見晴しいようにしたいなどと思っても、できないのです。これは民間人が持っているものですから、木を切つてということはなかなか難しい。そういうことで今、どうせ財産区にお金があるのであれば底地だけでも、売ってくれるかどうかはわかりませんが、そういう態勢でいったらどうかと思ったわけです。

今、お話聞くと、何か余り関心がないみたいに見えます。非常に寂しいなど思うのですが、私たちは、いい山だなと思っているのです。そういうふうなことから、財産区の人たちがどうのこうのというよりも、お金があっても、やっぱり笠間市の判こがないと使えないということですから、そのところを何とかならないのか。もし財産区で希望するならば、その金を使ってもよろしいとなるのかどうか。今、こんなに金がたまっているのに、笠間市は黙って見ているのかなというふうなこともあります。早く笠間市の財産にしたいと思うのですが、大池田の人はそうはいかないといっておきまして、なかなか難しいところでございます。

そのお金のことでいつも騒ぎが出るのでございますが、公民館を直すとか何かに補助をもらってはいるようですけれども、そういうのは、本来ならば別に財産区のお金を使わなくてもいいのではないかと思うのですけれども。やっぱり、朝房山底地が自分たちのものになれば、笠間市のものになっても、大池田のものになってもいいのですけれども、なれば、見晴らしよく木を切ったりができるのではないかというのが、淡い夢であります。今、笠間市としては余り必要がないのではないかというのですが、これからですね、笠間市の土地があるということにつきまして認識はしているのでしょうかけれども、これからどういうふうにするのですか。道は全然ないのですよ。今は上がってはいますけれども、よその土地を上がっているわけなのだと思います。そういうことからして、頂上に行くのにどうするのかということがまず一つあります。

そういうことと、それから、財産区のお金を使うということがいろいろ加味されますけれども、財産区でも非常に困っている。笠間市の判こがなければ使うことができないというのは今も変わりはないのでしょうかけれども、このお金をどうするのかわかりませんが、聞いてくかな、どういうふうに使いたいのかな。それから道の件につき、倉作で持っている道の件についてもお聞きしたいと思います。

それから、周遊バスについてでございますが、大分助成金をもらっていないということも言っておりますが、受益者負担ではないのでしょうかけれども、それならばいろいろところで寄ってもらいたいなど思っているのではないかと思います。そういうことをこれから研究をして、もっと寄ってもらいたいところをふやすとか、何か考えていただきたいな

というふうに思います。笠間市のメリットとしては、広告塔みたいな感じでございますから、それはそれでいいと思いますけれども。これから友部や岩間の方にもどんと、希望があればやっていきたいなと思っているようですから、ぜひそれも実現をしていただきたいということで、どういう申し込みがあれば運行をしてくれるのかということを確認をしておきます。

それから、今後の生活習慣病についてでございますが、大分、人間ドックにしましても4万950円のところ1万2,950円と安いわけです。こんな値段でございますから申し込みは殺到すると思いますが、これを、希望者が該当するというように、できるだけ安くして、だれでもかかれるなというようにしたらいいのではないかと思います。そういうことはやらないというふうなお話でございますが、そういうことについてもう一度お聞きしたいなと思います。

笠間市においては10名ずつ残ったといいますが、実際はもっともっというのですけれども、そうした問題を早くもう少しみんなに周知していただいて、そして申し込みを受け付けた方がいいと思います。

大体きょう質問したことは、受け付けの職員をふやすとか、それから脳ドックとか人間ドックを並ばせる、2列にするとか、いろいろやってくれるということで、職員もふやすということでございますから非常にうれしいことでございますけれども、そうした値段の問題につきましてもう一度、早目に周知方をできるかどうか、そういうことについて質問をさせていただきたいと思います。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

総務部長（塩田満夫君） 杉山議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

先ほども申し上げましたように、この朝房山につきましては笠間市の土地ではございません。頂上付近にある平場の1反歩につきましては倉作地区の共有地ということで、笠間市の土地は一切ございません。その周りに、議員が購入をして整備をしたらどうですかという土地がございます。民地でございます。先ほど申し上げましたように、水源涵養保安林ということになってございます。これを購入しても保安林の解除はできないというようなことがございますので、非常に開発としては難しいということが出てまいります。

さらに、根本的なお話をさせていただきますが、こういうすぐれた遺産につきましては郷土の誇りとして大切に保存していきたいということで、私どもとしては、開発すべきではないというふうに思っております。そういったことで、底地は購入いたしませんで、地元の倉作地区での管理ということで、保存をしていっていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

失礼しました。

お金の関係でございますが、大池田財産区基金の現在高で7,840万2,000円でございます。

す。1億円はございません。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長（青木 繁君） 観光周遊バスの再度のご質問でございます。

運行経費の詳細について若干お話ししますと、18年度、予算的には960万円、年間の予算です。そのうちの日動美術館が4分の1、240万円を負担いただいております。それから、県の陶芸美術館、それから稲荷神社、工芸の丘、これらは80万円ずつ負担をいただいております。そして、その残りの480万円を市が負担をして、年間運行をして3万1,000人、約3万2,000人程度のご利用をいただいているところでございます。

それから、今後の方向性といいますか、運行計画といいますか、受益者負担、この辺の話ですが、まず今後の方向性につきましては、今年度、バスの更新をいたします。こういう中で、今、運行については特定の観光団体での負担ということでございますので、それらを基本にしなが、さらには広告収入とか看板、あるいは中吊り紙、こういうふうないろいろな収入をいろいろな団体に呼びかけながら負担をいただいて、何十万という話にはならないと思いますが、そういうところを経由しながら、ダイヤの編成をしたりしながら、利用の促進に当たっていきたい。

しかし、ぐるぐる細かく歩くと、急行に合わせて友部駅を発着しているものですから、その辺も踏まえながら、細かいところを回る計画を立てながら、今後、この協議会の中で運行計画が出るとお思いますのでお願いをしたいと。また、受益者負担については若干いただくような形で、全く負担いただかないところには、とめることはなかなか難しいのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） 先ほどの質問でございますが、だれもがかけられるような方法をということでございますが、先ほど申しましたように、現在8機関との医療契約をしているということでございますが、今後、医療機関の受入態勢、受入件数も限度があるということでございまして、新たな病院の受入病院を見直しをしたりして受入態勢を図っていきたいというふうに考えております。

また、受診料でございますが、病院によっても若干違いがございまして、その辺もあわせて、いろいろな他町村の例を見ますと、金額的に笠間市とは大きく隔たりがあって、受けやすいといいますか、金額の少ないところもございます。

また現在は、笠間市の場合は、つくばから北の方では水戸までの病院が8医療機関あるわけですが、やはり地元の近いところというような希望者が多いのかなというふうに思っております。そうするとやはり、人間ドック、脳ドックのできる医療施設といいますか、そういうものが限られてしまうということもありますので、その辺、関係医療機関と今後

よく協議をして進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（石崎勝三君） 21番杉山一秀君。

21番（杉山一秀君） 最後の質問になりますけれども、朝房山のこと、あんまり言うとおかしいんですけれども、余り魅力がないみたいなのですが。倉作の持ち物だといったって、笠間市倉作でしょうから、笠間の住民が持っているということは間違いはない。それから、この山は大切に保存するといいますが、全然周りが、木が立っていて見えないという状況が現在あるわけですから、そういうときはどうしたらいいのかということ、執行部には関係ないのかもしれませんが、やっぱり倉作の土地がある以上は、一応聞いておきたいなというふうに思います。

それから、財産区、大池田財産区の人たちが、議員さんたちが、こんなふうに買いたいとか、底地を買うかどうかわかりませんが、そういう話が出たときにはどうするのか、それをお聞きしたいなというふうに思っております。答えていただきたいと思います。

それから、周遊バスについては、やっぱり受益者負担みたいのがあるみたいで、これから、そこをよよく、お願いをする人はやっぱり認識をしていないと、無料で自由に歩ってくれると思ったらとんでもないなということ、まず認識をしていただきたいなというふうに思います。そういうことがございますので、やっぱり、受益者負担は当然であるということを一応知っていた上で、申し込みをするようにしたいなというふうに思います。執行部としてもそういうことを早くみんなに知らせないと、無料で歩ってくれるならどんどん頼みたいと思う人もいるかもしれませんから、ぜひともそういう点を考慮に入れてPRをしていただきたいと思います。

それから、人間ドック、脳ドックにつきましては、額面というか、補助をするのは非常に大きいみたいで申し込みが多いのですけれども、その額面は全然変えないということ、やるようですから、国保にも相当お金があるのかなというふうに思っております。それはいいことだなというふうに思います。これからはいろいろ大変でしょうけれども、一般の人たちの健康を考える上で、ぜひともそういうことを続けていっていただきたいと思います。

それでは、朝房山のことについての質問、それだけお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

総務部長（塩田満夫君） 朝房山につきましての再度のご質問でございますが、1点目の、立木で見通しが悪いというようなことでの立木の伐採の方法についてということでご質問だと思います。

立木が立っているところは保安林でございます。先ほど申し上げましたように、水源涵養保安林ということになっております。保安林の区域での立木の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、土石の採取、開墾、その他形質の変更をしようとする場合には、知事の許可を必要とするということになってございます。そういうことでございますので、この民地の方



に了承を得まして、その許可をいただいた上で伐採をするということになるかと思いません。

もう1点でございますけれども、財産区で買いたいと言った場合ということでございますが、財産区の財産は笠間市の財産でございます。大池田財産区ということでございますので、大池田地区に限定した使い方がされるということで、笠間市の財産には変わりございません。私どもの方では、何遍も申し上げますが、底地については買って整備すべきではないというふうに考えておりますので、財産区での購入を求めることはございません。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） ここで暫時休憩いたします。

午後1時に再開いたします。

午前11時43分休憩

---

午後 零時59分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番町田征久君の発言を許可いたします。

17番（町田征久君） 17番町田です。

さきに通告しました、1、市バスの利用状況について、2、県道石岡城里線のバイパス計画の進捗状況について、3点目、人事異動についての3点を一般質問します。

まず、市バスの利用状況についてお尋ねします。

現在、市バスは何台あるのか、また運転手は何人いるのですか。また、利用状況はどのようになっているのか。2、各種団体が市バスの利用ができないと苦情があります。理由は何か。例えば、岩間では合併前、旧岩間町では利用者が多く、2カ月前まで予約が埋まっている状態でした。

2点目、県道石岡城里線バイパス計画の進捗状況について。旧岩間町下郷十字路の混雑がひどく、10年前に水戸土木課、旧岩間町建設課、地元地権者に対し説明会が何回か開かれました。現在の進捗状況を説明願います。また、担当部長は現場を見てきましたか、お尋ねします。私は地元でありますので、けさ、実態を再度見てきたが、すごい混雑です。

3点目、人事異動について。4月の人事異動により休暇がとれない課があるそうですが、職員の年休の取得状況はどうなっているのか。また、町執行部は市の職員組合の執行部との話し合いはなされているのかをお尋ねします。

また、市長にお尋ねします。今回の人事は適正な人事であったかお尋ねします。

以上、3点を質問いたします。丁寧な答弁をお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

〔総務部長 塩田満夫君登壇〕

総務部長（塩田満夫君） 17番町田議員のご質問にお答え申し上げます。

市バスの利用状況の質問でございますけれども、現在、市バスは3台でございます。運転手3名でございます。また、バス運行日は、運転手が他の業務を行う日を除くため、通常は週4日となっております。昨年度の市バスの利用率は、運転手の運転業務可能日の81.2%ということになってございます。

それから2点目のご質問でございますが、市バスは道路交通法に定めますいわゆる自家用バス、いわゆる白ナンバーバスでございます。その利用範囲につきましては、道路運送法や国土交通省通達に従って、笠間市バス運行管理規程の中で市が行う事業とするということに限定をしてございます。

この規程によりまして、ご質問のありました各種団体の利用については市が共催して行う事業や市が団体に実施を依頼した事業、そして、市所管の講習会、研修会、研修視察及びその他の事業に参加するときに限って利用を承認しているところでございます。したがって、公共的な団体であっても、市バスの利用は道路運送法や管理規程で定められた利用範囲を逸脱するというようになってしまうため、利用を認めてございません。

合併前におきまして、旧市町それぞれの規程の中で利用範囲を定めていたわけですが、団体からの利用希望に対し、市民活動の活性化という観点から利用範囲の規定を柔軟に解釈いたしまして、利用目的が公共的なものであればバスの運行を行っていたというようなことも聞いてございます。

しかしながら、合併後におきましては、茨城陸運局並びに茨城警察本部交通課の指導に従いまして運行管理規程の見直しを行い、現在はその規程を遵守して運行しているところでございます。したがって、以前利用できたにもかかわらず合併後利用できなくなったというケースがあるかと思いますが、法規程の定めるところによりまして市バスの運行をしてございますので、ご理解を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

〔都市建設部長 小松崎 登君登壇〕

都市建設部長（小松崎 登君） それでは次に、町田議員のご質問、県道石岡城里線のバイパス計画の進捗状況についてお答え申し上げたいと思います。

主要地方道石岡城里線につきましては、茨城県が管理する石岡市から城里町まで結ぶ道路でございます。市内の岩間工業団地の東側から下安居地区、それから柏井地区を通じる市の東部に位置する南北幹線道路ということでございます。このバイパスの計画につきましては、総合流通センター、現在では茨城中央工業団地笠間地区とっておりますけれども、これらに対する主要なアクセス道路として、茨城県が平成9年3月に都市計画決定をしたものでございまして、現在渋滞しているといわれている下安居十字路を迂回するルートというふうになっているわけでございます。

そのうちの一部としまして、路線測量それから設計等行いまして、平成13年度には、県道の茨城岩間線から市道の旧岩間の番号で言う87号線という、前の町道ですね、この区間

までの間の 360メートルにつきまして、用地を取得するための説明会を実施したというふうに聞いているわけでございます。

しかしながら、その後、県の財政状況やそれから流通センターの事業の見直しなどによりまして、本バイパス区間の道路整備についても事業化のめどが立たずに現在に至っているというような状況でございます。県の水戸土木事務所では、本区間の整備につきましては、財政状況や、それから総合流通センターの動向を見ながら検討する必要があるというようなことで考えているようでございます。本市といたしましては、県に対しまして流通センターの早期整備と、あわせまして本バイパスの区間の具体化について要望をしまいたいというふうに考えております。

それから、議員のご質問の中での、現場を見たかという話でございますが、私の方も現場は見させていただいております。石岡の方からかなりの車が来ております。それと茨城町の方に行く道路の量からいきますと、石岡の方から水戸に向かう車の方がかなりの量があるというふうに考えて、現場を見させていただいております。

それで、岩間工業団地の部分はもう歩道ができております。それで、この十字路の部分になりますと急に狭くなっています、それから過ぎますと、仁古田十字路というのですが、大洗友部線の十字路につきましてはもうかなり整備されている。そういう状況の中でございますので、どうしてもあの区間が、運転者あるいは周りから見ましても、急に車が多いような、そういう感覚に運転者もなる部分もあるのかなというふうな感覚もいたしております。

そういうことから考えますと、あの下安居十字路の交通渋滞につきましては、現在ある信号を、交通量のある程度調査した中で、時間差をもう少し調整できれば幾らか緩和できるのかなというようなことも考えられますけれども、これについても、これでは抜本的な対策にはならないかと思いますが、その辺はちょっと警察等とも協議しながら考えていきたいと思っております。

いずれにいたしましても県事業でございますので、今後とも県には強く要望をしまいたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 市長公室長永井 久君。

〔市長公室長 永井 久君登壇〕

市長公室長（永井 久君） 質問にお答えをしたいと思います。

第1点の年休の取得状況ということで、どのようになっているかということでございますが、これにつきましては、平成18年の笠間市職の平均年次休暇取得数は10.4日となっております。この日数につきましては、平成17年の地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果によりますと、市部の全国平均は10.5日でございます。10.5日ということでございますので、おおむね全国平均の数字をおとりいただいているということでございます。

それで、今年度につきまして、先ほど人事異動にという話がございました。それで、5月分につきまして、私すべてのタイムカードを確認させていただきました。とれない部署があるのかというご質問でございましたが、確認したところ、すべての部署で年休を5月についてもおとりいただいている状況でございます。

それから2点目でございます。2点目につきましては、職員組合と話し合いをしているのかということでございました。この部分については、今年度に入ってもお話をさせていただいている、協議をしている状況でございます。

それと3点目でございます。今回の人事異動につきましては適正であったかというご質問をいただきました。この部分につきましては、私どもの方はいろいろ勘案し人事異動をしておりますことから、適正であったと思っております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 17番町田征久君。

17番（町田征久君） では再質問しますが、逆に質問していきます。

3点目の人事異動について。私は市長に、今回の人事は適正な人事であったかお尋ねしているのでございます。直接、市長から答弁をお願いします。

それから、県道石岡城里線、担当部長、朝の通勤時間帯を見てきてくれたのですね、7時から8時の間。とにかくあれは、茨城町から岩間駅へ進む車、これは石岡の方から城里に行く車、城里の方から来る車は混んでいるのがわかる運転手は、こちらの上安居の道路を通っていくのです。3回も信号待ちをして、それが言われたとおり石岡線から下りてくる下りの左側のカーブ、あれが非常に危険なため、大した大きい事故は起きていません、現在までに。だが、これはとにかく地元からの要望で、10年前に私も土地改良の事務局長をやっております、田んぼの地権者を全部集めて説得したいきさつがあります。とにかくこれは早急に県に働きかけをしてもらいたいと思います。これは下安居地区の住民ばかりの要望ではありません。道路というのは、石岡の人でも茨城町の人でもすべての人が使用するのです。ひとつこれは笠間市として県に強く要望をお願いします。

それから市バスの件ですが、これは3台、現在あります。3台の全部の稼働率ですか、再度お尋ねします。全部の稼働率で3台が81%も稼働しているということは、まず毎日、8割ですから、これひとつまた再度答弁をお願いします。

この3点、再質問しましたから答弁を、議長、お願いします。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 質問通告されておりませんが、議長の方から市長の判断でということでございますので、あえて答弁させていただきますが、適正であったと思っております。以上です。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

総務部長（塩田満夫君） 町田議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

先ほどの稼働率のお話でございますが、本庁の55人乗りのバスで申し上げますと 90.77%になってございます。それから、笠間支所に配置しております40人乗りのバスにつきましては 87.69%でございます。それから、岩間支所にあります35人乗り、これにつきましては 65.13%、それぞれ平均いたしますと、先ほど申し上げました81.2%となるものでございます。

以上です。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

都市建設部長（小松崎 登君） 再度の質問にお答えを申し上げます。

私、現地の方は2度ほど見させていただいております。午前と午後、2回ほど見させていただいておりますけれども、町田議員のおっしゃるとおり、あの道路について本当に交通が渋滞しているなというふうに感じております。さらに、歩道がないというような状況の中でございますので、本当に危険な部分であろうと思います。

これにつきましては、広域市町村圏での要望活動、そういったものもございまして、笠間市だけでなく、おっしゃるように通過交通があつての交通渋滞ということでございます。当然、茨城町から来る車、あるいは城里町の方から来る車ということでございまして、広域の中での要望活動等も含めまして、県に強く要望してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（石崎勝三君） 17番町田征久君。

17番（町田征久君） 最後の質問になりますが、市長のお答えは想定内のお答えでありましたので、驚きはしません。

それで、この人事がなぜ適正であったかということは、支所の顔である支所長は、せめて合併3年後ぐらいまでは地元出身の職員を充ててもらいたかったというような意見があるのです。支所長が、役場に行って、顔ですから、一応は、支所長ですから、そういうご意見がありましたのでお尋ねしたのです。

それから、町執行部とそれから職員組合の執行部の話し合いは、今後は 800名という組織を抱えるのですから、まず執行部だけの考えではいい市政はとっていけないと思ひます。市職員組合の執行部と対等でお話し合いをしいし、住民のサービスに努めるためには仲よくやっていくほかないのです。

それから、年休の問題なのですが、これ年休はとれない課というのは本当にあるのですよ、去年から。私は言ひますよ、これは役場の職員から言われたんではないですよ、市長。第三者を通して入ってきたご意見です。そうすると、年休というのは1年目、2年目の年休というのは、計画年休として勤務指定表に入れるのです。自由年休と計画年休という二通りの年休の方法があります。これは百も承知なのですが、深く答弁をもらひたいのですが、計画年休という形で年休を消化していかないと、今までは岩間なら岩間、笠間な

ら笠間、友部なら友部、同じ仲間同士で年休のやりとりができました。なれない合併によって、同じ課で、全部笠間市出身の課なら結構ですよ、幾の幾日休みたいのだけれども都合つけてくれと。ところが、その課にうるさい職員でも1人いれば遠慮しますという、遠慮。それが積もり積もって、わかるでしょう、積もり積もって人間関係がおかしくなる。市長、これひとつ、なぜ年休がとれないということは、職員同士が遠慮する傾向にあるのですよ。まだ気心が知れないで、まだ人事異動をし、とにかく一般の企業と違って、この職員というのはもう長く一つの屋根の上で生活をして、岩間は岩間方式、笠間は笠間方式、友部は友部方式、それでふんだんにやってきたのです。

だから、先ほど申し上げたとおり、バスの利用度も同じ。岩間は岩間で自由に町のバスを使ってきて、急に合併になったら使えない、市の主催以外は使えないのだと。そういうことがあるのなら、広報で市バスの制限がこういうふうな市民の皆さんになりましたと、こう出してくださいよ。そうすれば住民は納得しますよ。今まで使っていたのが、何十年と使っていたバスが使えないといったら、これは住民は怒りますよ、俺らの税金で買って何で使えないのかと。だから、規則規則で縛っていくと全く違った市民の感情が生まれてきます。決して、さっき言ったとおりバスが使えない、使えないのならマイクロバスでも何でも笠間市外から使ってくれば何ら地元の業者に還元はないのです。

以上で終わりますが、答弁はまだ残っていると思います。お願いします。

議長（石崎勝三君） 市長公室長永井 久君。

市長公室長（永井 久君） 質問にお答えをさせていただきたいと思います。

ただいま、合併後3年くらいは地元出身のというお話をいただきました。このことについては要望ということで、お話を聞かせていただきます。

それから、2点目でございます。執行部は当然私どもの方、労働組合、こちらとは住民サービスを基本としまして、これからも協議をさせていただきたいと考えております。

3点目でございます。年休ということでございました。休暇がとれない課、あるのではないかというお話でございましたが、職員全体では、先ほどお話ししたような数字でございます。

ただ、私どもの方では、休暇の日数は先ほどお話いただいておりますが、年間二十日ということでございます。約半分ということでございますので、市長からも特に、今年に入りましても盆休とか、そういう時点においては、まとめて各課で対応してまいるようにという指示をさせていただいたところでございます。ですから、この日数はもう少しこれから伸びていくものと考えております。

そのようなことから、私どもにつきましても極力、そういう休暇がとれるような範囲の中で対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

総務部長（塩田満夫君） 町田議員の再々度のご質問にお答え申し上げます。

自家用バスということで先ほどご説明申し上げましたけれども、道路交通法で定めます自家用バスにつきましては、みずからの事業、つまり、市の事業以外には使用ができないということで規定がされているところがございます。これの違反になるというようなことで、今回の、市がみずから行う事業とするということに定めたものでございます。これらについては広報で既にお示しをしているところがございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 次に、16番横倉きん君の発言を許可いたします。

16番（横倉きん君） 16番、日本共産党の横倉きんです。

通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、増税問題について、3点について伺います。

第1点は、定率減税を復活させ増税を中止するよう市長は国に要請することを求めるものです。

政府が定率減税を廃止する理由として、景気の回復によって国民の収入がふえたといっております。しかし、国税庁の給与実態統計調査では、民間企業に勤めている勤労者の平均給与は7年連続で減少している、と発表しております。一方、史上空前の利益を上げている大企業や資産家には減税を続けております。これでは大企業は栄えますが国民は大変な状況、この状況、逆立ち政治になっているのではないのでしょうか。派遣社員として働いているが食べるのに精いっぱいやりくりが本当に大変だ、医療費が高くなり一月の食事代よりも医療費がかかってしまい困っています、少ない年金からこれ以上税金をとられたら生活できない、年寄り死ねといえるのかなどなど、怒りの声が相次いでいます。市長は市民の声を真摯に受けとめ、定率減税を復活させるよう国に意見書の提出を求めるものです。

第2点目は、65歳以上の方は老年者控除だけでなく、ことし、住民税非課税措置125万円までは税金かかりませんでした。これがなくなりました。しかし、障害者の非課税措置が残りました。介護保険の要介護認定者は、一定の基準に該当し身体障害者または知的障害者に準ずると認められたときは、所得税や住民税の所得控除が受けられます。このことから、65歳以上の障害者の住民税非課税措置をきちっとやっていただきたい、これを求めるものです。要介護認定者にはすべて障害者控除申請書を送付し、該当する人は控除が受けられるよう申請手続の改善を図り、所得税控除、住民税控除、住民税非課税措置が受けられるように、また寡婦控除が受けられるよう、対策と周知の徹底を求めるものです。

第3点は、市長は住民税に対する軽減措置に取り組む考えがあるか、軽減措置を求めるものです。今、年金生活者、高齢者への増税は目に余るものになっています。70歳代の男性の方ですが、住民税が平成17年、一昨年ですが、1万3,000円でした。去年は5万

1,200円、ことし、余りにも心配なので聞いたところによりますと、10万円を超えている。そういう大変な増税に憤慨しています。戦後の困難な時期、寝食を忘れて働いてきた方々が今、高齢になっています。今日の社会の発展を支えてきた人たちではありませんか。お年寄りが安心して暮らせるよう行政を進めることは自治体の責務です。少額所得者への住民税の軽減措置の具体化を求めるものです。

第2に、国民健康保険について4点について伺います。

第1点は、国保税の値上げを抑えること、住民税の増税に連動して国保税が値上げにならないよう一般会計からの繰り入れを求めるものです。笠間市の国保税の滞納世帯は、昨年の19%を超え20%になっています。国保税の引き下げに、県内の市平均では一般会計から1人当たり5,536円繰り入れられていますが、笠間市は71円になっています。国保税の値上げを抑えることとして住民税増税に連動した値上げにならないよう、一般会計からの国保会計に繰入額の増額を求めるものです。

第2点は、乳幼児のいる世帯、母子家庭には短期保険証、資格証明書の発行をやめていただきたい。その理由については、乳幼児は急に熱を出したりいろいろな病気、けがなどで小児科の診療は欠かせません。必要なときいつでも医療が受けられるよう保険証を交付することが必要です。厚生労働省の通知が出されているように、乳幼児がいる世帯について資格証明書の交付を対象から除外すべきです。その際、母子家庭にも同様に扱うことを求めます。

第3は、短期保険証にマル短の印があるのは人権問題です。マル短の印がなくても有効期限が入っていれば、何ら事務上問題はありません。マル短印はやめるべきです。短期保険証にマル短の印がついていることは国保税の未納世帯を示すものであり、病院の窓口や子供の修学旅行時など、第三者に知られる機会が生じます。家庭での経済状況は個人の秘密に属するもので保護されなければなりません。それは個人の健康状態を記した医療カルテと同様の取り扱いをする性質のものだと思います。市民がひとしく個人のプライバシーが保護されなければなりません。短期保険証のマル短の印の表示をなくすよう求めます。

第4点は、申請減免の制度の適用条項について、運用面でどのように適用になっているのか、減免基準を明確にし市民の救済に役立つ制度に改めることを求めるものです。県内の適用例では、昨年の実績で20件しかありませんでした。申請減免の制度があっても適用例が余りにも少ないのではないのでしょうか。市民が申請減免の制度があることがわかっていない、窓口に行っても一目にわかるようになっていない、市民の困ったときに役立つ減免制度にすべきです。その改善を求めるものです。

第3点について、消防防災について4点について伺います。

私は、消防署員の皆さんが昼夜を問わず、市民の命と安全を守るために奮闘されている姿に感謝をしております。また、中越大震災、能登半島地震などの災害で活躍された消防職員は、危険な環境での人命救助、災害復旧に当たっている姿を見ると、行政はふだんか



ら必要な消防防災体制を整備することが必要であると考えます。

そこで伺います。

第1点は、消防職員の増員を求めるものです。防災体制のかなめである消防職員の充足率は国の基準に照らして低く、また昨年より下がって60%を割っている状況で、要員の不足状況が続いています。友部消防署の救急車の出動件数で見ますと、平成元年が年間516件であったものが、平成10年には718件、昨年は1,025件と急増しています。しかも、高速道路での交通事故に関する出動もふえているとお聞きしています。消防防災体制を支える職員は十分に訓練され充足されることが、市民の命と安全を支える根幹につながるものです。私は、消防職員が国の基準に対して60%にも満たない状況を続けることは、市民の命と財産を守る使命を持っていることを考えると、許されない問題であると思います。具体的に、本年度に何人の職員を確保する計画を持っているのか、来年は何人確保するのか、国の基準を何年で充足できるのか、必要な予算措置と人員確保の計画を求めるものです。

第2点は、初期消火に有効な水槽車の配備をぜひ友部消防署に配備を求めることについて伺うものです。3月に友部町内で発生した火災で消火活動中に防火水槽が空になる現象が見られ、また、給水活動が遠く離れたところから行われていました。消火に必要な水の確保が困難な消火活動でありました。市民の方々から、これはひどいではないか、どうしてこんな状況を放置しているのかとの意見が出されていきました。私は、消火に必要な活動ができる体制、設備を整備することは行政の責任であると考えます。初期消火の活動は大変重要であります。火災時にどこでも出動する消防車に同行できる水槽車は初期消火活動に有効であり、友部消防署に1台配備することを求めるものです。

第3点は、20立米の防火水槽を40立米に計画的につくりかえるとともに、新しく防火水槽を整備し国の基準まで充足率を高めること、防火水槽は古く設置されたものが20立米、新しく設置されているものは40立米になっています。必要な水源の確保は消火活動を支えるものです。防火水槽は一度に大量の水を供給する重要な水源であり、貯水量をふやすことは消火能力の拡大に直結するものです。防火水槽の整備を順次、計画をもって進めることを求めます。

第4点は、救急車の出動が年々ふえ、現状では救急車が出動中に起こる救急車の出動要請に消防ポンプ車が応急出動している現状があります。友部消防署にもう1台救急車の配備をしていただきたいと思います。高齢化社会を迎え、救急車の出動は一層増加するものと推定されます。現状では、友部消防署では高速道路での交通事故の救急活動に出動した場合、救急車が戻ってくる時間が長くなります。その間、他の消防署と連携して対応していると思いますが、救急出動件数の増加から見ても、友部消防署にもう1台の救急車を配備し、円滑な救急活動に役立つようすべきと考えます。

最後に、平和への取り組みについて2点伺います。

第1点は、非核平和都市宣言の垂れ幕を市庁舎に掲げる、また、適切な場所に広告塔を

建て市民の平和への啓発に努めていただきたい。戦後61年が経過し、戦争体験者が高齢になり、年々少なくなっています。人類の歴史に記した過ちを二度と繰り返さないことは、多くの犠牲者の無言の叫びであります。その教訓を生かすことこそ後世の人たちの使命であると考えます。その意味では、昨年9月議会において、全会一致で非核平和都市宣言を採択し議決した意義は大きいものがあります。行政は、議会の総意を真摯に受けとめ、平和のとうとさと核兵器の廃絶を求める願いを共通のものにしていくことが求められています。その観点から、私は、非核平和都市宣言の垂れ幕を市庁舎に掲げる、また、公共施設など適切な場所に広告塔を建て、平和を守る意思表示をすることを求めます。

第2点目は、子供たちに平和のとうとさを学ぶ機会をつくる必要があり、戦争体験を聞く会、写真展、映画を見る会、また、8月に開催される広島・長崎の平和大会に平和の特使として各中学校の生徒2名を派遣し、感想文集の発行や各学校での報告会を持ち、子供たちに平和のとうとさを学ぶ機会をつくることを求めますが、見解を伺い、1回目の質問を終わります。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

〔総務部長 塩田満夫君登壇〕

総務部長（塩田満夫君） 16番横倉議員のご質問にお答え申し上げます。

定率減税でございますけれども、定率減税は、景気対策のための暫定的な税負担の軽減措置として導入された制度でございます。定率減税の廃止につきましては、経済状況の改善等を踏まえた国の税制改正によるものでございます。定率減税の復活について国に要望することはいたしません。

次に、障害者控除申請用紙の送付についてでございますけれども、介護認定者のすべての方に障害者ということにはなりませんので、該当しない方にも送付をしてしまうということがございます。相手を傷つけてしまうというような問題も発生してくると思われまので、このための認定する基準等を明記して週報や広報紙等での周知方法で行っていきいたいというふうに考えております。

また、寡婦控除の周知徹底でございますけれども、全戸に配布する申告パンフレット等で周知をしていきたいというふうに思っております。

3番目の、住民税に対する軽減に取り組む考えがあるかとのご質問でございますけれども、税源移譲は地方分権を推進するためのもので、税源を国から地方に移すことによりまして自主財源を確保し、地方自治体が住民に対し適切な行政サービスを提供できるようにするものでございます。所得税と住民税を合わせた税負担額は、基本的には変わらないとされております。また、景気対策として講じられてきた定率減税が廃止されることによる税の負担は発生しますけれども、定率減税の廃止は本来、納付すべき税額を納付するものでございまして、国の税制改正によるものでございます。市独自の軽減は交付税が減額となってまいります。笠間市の財源確保上問題がございますので、取り組む考えは持ってご

ざいません。

次に、平和行政の取り組みの件でございますけれども、世界で唯一の被爆国の国民として、全世界に向けて核兵器廃絶を訴え続ける責務がございます。また、民主的な地方自治の実現と発展にとって平和を保つことは何よりも大切であると認識しております。世界平和への願いは人類共通の願いでございますして、本市といたしましても平和行政を推進する上で、平和のとうとさを市民に深く理解していただくことが重要であると考えているところでございます。

このようなことから、市民の平和意識の向上を図るため、垂れ幕や広告塔の設置する方法もでございますけれども、市といたしましては広報紙及びホームページの掲載など、あらゆる機会をとらえて啓発を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 16番横倉きん議員の質問にお答えいたします。

平成19年4月1日現在、笠間市国民健康保険加入世帯は1万6,254世帯でございます。そのうち、国保税滞納世帯が3,300世帯でございます。滞納世帯割合は20.3%になっております。一般会計からの繰入金合計でございますが、4億9,599万7,285円であります。これは、国庫県負担金を差し引き、繰入金額は2億9,389万9,039円であります。国民健康保険加入者数3万4,054人ということですので、1人当たりの繰入金額は1万4,565円となりまして、国庫負担金を差し引いた1人当たりの繰入金は8,630円という金額になっております。

国保税の値上がりを抑えるために、一般会計からの繰り入れを求めたいがいかがかというご質問でございますが、議員お示しの笠間市のその他の繰入金の71円は、平成17年度の県内市町村の国民健康保険事業状況の統計の中の数字かと思えます。本市の場合は、国民健康保険加入者以外の方の保険事業ということで繰り入れているものでございます。その他、保険税を抑制するために基金を1人当たり7,774円繰り入れておりますので、合わせて7,545円という数字になります。この欄の数字は、統計上、国保会計の赤字補てんの有無や保険事業の違い等があり対等の比較はなかなか難しいかなというふうに考えております。なお、本市の平成17年度の1人当たりの保険税は7万1,943円となり、県内44市町村のうち低い方から8番目ということは、過日の新聞等で公表されているところでございます。

次に、乳幼児がいる世帯、母子世帯には短期保険証、資格証明書の発行はやめてほしいとのご質問でございますが、短期被保険者証、資格証明書の制度の趣旨は、国民健康保険税を滞納している方への納税を促すことと、面談機会をふやすことによって国保税の納付の促進を図るものというふうに考えております。今後とも、未納者につきましては発行し

ていきたいというふうに考えております。

ただし、視覚障害者の方については、特別の事情がある場合、適用除外等の規定がありますので、面談をして実態を把握し、個々に対応していきたいと考えております。

次に、短期保険証に有効期限が示されているのでマル短の印は人権侵害である、やめるべきではないかとのご質問でございますが、これは医療機関に有効な期限を注意喚起するものであり、必要な表示であるというふうに考えております。

次に、減免基準を明確にして市民の救済に役立つ制度に改めてはどうかとの質問でございますが、減免制度につきましては震災、風水害、火災など特別な理由により、保険税及び医療費の一部負担金を支払うことが困難であると認められた場合については、減免の制度がございます。国民健康保険税条例第14条、国民健康保険規則第31条及び老人保健法第28条3項によって示されているところでございます。保険税及び医療費の軽減、減免制度の周知につきましては、納付書発行時に本市の医療費の状況をお知らせしておりますので、その中で周知をしていきたいというふうに考えております。

また、窓口でさまざまな各個人からのご相談を受け付けており、適切な制度運営に今後とも努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（石崎勝三君） 消防長吉井勝蔵君。

〔消防長 吉井勝蔵君登壇〕

消防長（吉井勝蔵君） 16番横倉議員のご質問にお答えいたします。

消防職員の充足率につきましては、消防組織法に基づく消防力の整備指針で示されております。この指針によりますと、消防職員数につきましては、装備されている車両等によって決めることになっております。現有車両は消防ポンプ自動車6台、救急車が5台、救助工作車が2台、指揮車3台、はしご車と水槽車がそれぞれ1台の配備となっておりますので、これに乗車人数を掛け、それに2交代制と週休、休暇及び研修等を勘案した数を加え、通信指令、本部及び予防要員などを合わせますと、基準数は209名となります。これに対し、現在、消防吏員125名でございますので、59.8%の充足率になるかと思ひます。この内容であります、救急要員は乗りかえであります、それ以外の全車種すべて、乗員し出動した場合の想定になっております。

現在、これらにつきましては全車が同時に出動するということはほとんどあり得ないと思ひます。また、地震のような大災害の場合は全車出動ということも考えられますが、この場合は県内の消防機関相互による応援隊、さらには全国的に組織しております緊急消防援助隊を要請して、事態に当たるという形になります。

消防職員数が消防力の整備指針に及ばない水準になっていることは認識しております、今後消防の広域化を見据えながら対応していきたいと思ひます。また、職員の増員ということではあります、平成18年版の消防現勢で見ますと、茨城県の消防吏員1人当たりの人口対比が平均693人で、笠間市が現在で消防吏員1人当たり652人でありますので、県平

均を若干上回っております。今後は消防体制の低下を招かぬように欠員の補充をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、水槽車を友部消防署に配備ということのご質問であります。現在使用中の水槽車は10トン容量で、平成9年に購入したもので笠間署に配備してあります。水槽車は飲料水の給水車として利用できるほか、水利不足地域での火災や林野火災、さらに高速道路での車両火災などで効果的な消火活動を行うことができますのでありますが、狭い道路では進入できないなど、使える範囲が限られてしまいます。

ご質問の友部消防署に水槽車を配備ということですが、道路状況によって利用範囲が限られるなどの問題もありますことから、新たに購入する計画はありません。

初期消火につきましては、消火作業の際に、水利に設置するわずかな時間さえむだにできないため、現場到着時に直ちに放水できる1.5トン容量の水槽つきポンプ自動車を配備しているほか、他署からも同時出動して部隊を投入して対処していきますので、ご理解願いたいと思っております。

次に、防火水槽整備についてのご質問にお答えいたします。

市内の消防水利の整備状況は、防火水槽635カ所、消火栓624カ所、合わせて、現在1,277カ所でございます。消防組織法に基づく消防水利の基準による防火水槽等の必要設置数は、全体で1,894カ所必要となりますので、現在不足数は617カ所となり、40立方メートル未満の貯水槽が331カ所、開発行為等の私設貯水槽が168カ所ありますので、実質不足箇所は118カ所でございます。これらにつきましては年次計画で順次整備していきたいと思っております。

20立方メートルの防火水槽を40立方メートルにつくりかえることにつきましても、老朽化の進んだものから順次整備していきたいと考えております。

次に、救急体制についてのご質問についてお答えいたします。

まず、救急車のかわりに消防ポンプ車が応援出動しているとのことですが、これは二次救急の119番通報時、通信司令下において重傷と判断した場合は、消防ポンプ自動車または救助工作車を現場に先行させ、後続の救急隊が現場に到着するまでの間、応急処置を実施するものでございます。

また、交通事故、心肺停止状態及び二階から患者を搬送する場合には、救急車と消防ポンプ自動車を同時出動させています。

次に、救急自動車の配備基準ですが、消防組織法に基づく消防力の整備指針では、市町村に配置する救急自動車の数は、人口15万人以下の市町村にあってはおおむね人口3万人ごとに1台を基準とし、救急業務に係る出動の状況等を勘案した数とするとあります。

笠間市の配置基準は、人口を基準とした配置台数が3台、高速道路分が1台、救急業務に係る出動状況を勘案し1台の計5台であります。現在、この5台の配置については、笠間署が2台、友部署が1台、岩間署が2台であります。岩間署の2台のうち1台は、常磐

自動車道の岩間インターの供用開始時、救急業務支弁金の関係で1台配置してあるものです。

この5台の救急車の運用につきましては、出勤区分によって決められております。救急事故が重複して管轄する消防署の救急車が出払っているときは、隣接の消防署から出動し、災害の規模、発生件数に応じて、5台救急車を市内全域に順次出動させ対応しております。また、友部消防署は笠間市の中央部に位置しているため、重複事故発生時には笠間署と岩間署の救急車の対応が容易な上、中央病院等の搬送病院が近いことから、救急活動時間が他署に比べて短いことなどを勘案して、現在の配備状況にしてあるわけでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

議長（石崎勝三君） 教育長飯島 勇君。

〔教育長 飯島 勇君登壇〕

教育長（飯島 勇君） 16番横倉議員のご質問にお答えいたします。

平和を学ぶ機会を、平和をとつとぶ教育についてというご質問でございますが、小中学校の学習指導要領の総則に、「進んで平和的な国際社会に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成」と示されておりますとおり、学校におきましては、平和のつとさを学ぶ活動を教育の中に位置づけ実施しております。

例えば、国語の教科書には各学年とも戦争教材が読み物資料として取り上げられており、家族愛や戦争の悲惨さ、平和への願いなどを学んでおります。また、社会科におきましては、我が国の歴史や文化を学ぶ中で、写真、統計などの資料を活用しまして、過去の大戦から平和を構築する大切さを学んでおります。

ご指摘の戦争の体験を聞く会は、これまでも地域の体験者を招聘して実施している学校がございますので、今後も、各学校の実態に応じて取り上げられるよう、助言してまいりたいと考えております。

平和特使を広島・長崎へとのご提案でございますが、本市には筑波海軍航空隊等の歴史的な戦争施設跡もあり、児童生徒の身近にあるこれらを教材として活用してまいりたいと考えております。

議長（石崎勝三君） 一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

再開は、2時15分から再開いたします。

午後2時02分休憩

---

午後2時15分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番横倉きん君。

16番（横倉きん君） 最初の増税の問題についてですが、総務部長の答弁でみますと、

本当に国の言うなり、この一般の、今、テレビでも新聞でもいろいろ出ておりますが、今、大企業が空前の利益を出しておりますが、一般国民は、派遣労働、パート、本当に非正規労働者が多くて、本当に今までから見たら給与が下がっているというのがもういろいろなところで出ているのです。それで、もう本当に部屋も借りられない、そういう人がふえている。

そういう中で、大手が景気が回復したということで、この定率減税をなくする、やはり実態を見ているのか、私はそこに疑問を持っているのです。今、いろいろな声が聞かれています、市長に伺いたいのですが、市民の増税に対する悲痛な叫び、市長は本当にそういう声をどうとらえているのか。市長が公平公正とっておりますけれども、そういう点からして安心して生活ができるかと判断されるのかどうか、今いろいろな点で、日本総合研究所のレポートでも、今、医療費もどんどん改悪というか改正になっていて、負担増から生活費の不足が拡大していると指摘しているレポートがありますが、高齢者世帯などでも生活費が恒常的に不足している。95年から見て2004年には50万円も減少しているというそういうレポートなども出ていますし、庶民の声を聞きますと、収入が上がったという声はほとんど少ないわけです。そういう点で、再度、定率減税は今、国にはやらないということでしたけれども、そういう点で市民の声をどうとらえているのか伺います。

それから、要介護認定者、今の税制問題で住民税非課税措置がなくなりましたけれども、障害者控除は残ったわけです。そういう中で市民が、税金はもう、決まれば納めなければならぬということになっていきますよね。そういう中でいろいろな救済措置というのがあるわけです。そういう中で、今ここ何年ですか、老年者控除の50万円とか、公的年金控除の縮小とか、それでまた定率減税、非課税がなくなった、125万円までは税金かからなかったのに今度はかかるわけですから、そういう点できちっと障害者、今、岐阜市の例なんか出ていますけれども、こういう状況から、市民の救済のために、所得税法の改正で障害者6級に準ずる人は障害者控除、重い人は特別障害者控除が受けられるとなっているのですよ。そういう点で、この住民税非課税、今までは125万円あったから別に障害者だってそれは関係なかったのですが、今度なくなったのですから125万円が、障害者控除に認定されれば125万円までは税金かからなくなるわけですから、やはりこの介護認定者、岐阜市の場合ですと介護認定者は6,200人です。この障害者控除、こういうことがありますよということで申し込みをして、介護保険室の方できちっと対応して3,245人が減税になりました。

ちなみに、笠間市では要介護認定者2,344人です。認定されたのは36人ですよ。ちょっとこの差が余りにも大きいのではないのでしょうか。やはり障害者6級程度というのと、そんなに重くないのですよ。障害者控除27万円受けられますし、障害者となれば125万円までは税金がかからないのです。そういう点で、この辺も再度調査をして、適正に控除になる方はできるようにしていただきたい、その辺の答弁をまたお願いします。

それから、今、筑西市でも国保税の値上げに対して住民の、これは議会でも通らないというようなことで一般財源から出しているようです。今回は値上げをやめて財政調整基金の方から繰り入れられました。

ちなみに、今、滞納世帯20%を超えましたよね。そういう中で、去年から見ると411世帯も滞納世帯がふえているのですよ。そういうことは、もう高過ぎて納められない、そういう状態が恒常的に出ているのではないのでしょうか。ですから、これは命の問題だと思のですよ。短期保険証とか何かをもらうと、窓口で恥ずかしくて病院にかかるのをなるべく行かない、我慢する、そして悪くしていく、そういうことを続けていていいのでしょうか。やはり新しい笠間市ができたのですから、健康で文化的な市民生活が送れるよう、やはり、この辺は手当てして何ら問題はないと思うので、再度その辺の答弁もお願いいたします。

市長が再三、公平公正を言っているわけですから、命に格差があっては大変だと思うのです。そういうことで、この保険証が、国保税が納められないと医者にもかかれないのですよ、実際、お金が大変で。そういう人たちがどんどんふえているのですから、毎年。そのことを対策を立ててしかるべきではないかと思います。その辺の検討もお願いいたします。

それから、消防の問題ですが、国から見たら、今の欠員に対しては補充をしていくという答弁がありました。しかし、いざとなったときには、いろいろ手当てはしますよ。一度には災害が起こらないだろうということで。あった場合はといっても、いざあった場合に、よそからお願いするといっても、それはなかなか地元にいる人だけでは、それとはまた違うし、今、消防分団のなり手がなかなか大変で、なかなか補充するのが大変という状況があります。ですから、そういうこともあわせると、やはりここで消防職員の充足率を高めるといことは本当に分団の、一生懸命やっていますけれども限度があると思うのです。ですからそういう点で、再度、その辺の消防分団とのかかわりで答弁をお願いします。

水槽車については本当に、実際この間の火事、3月末の火事を見ていて市民の方から言われました。今の答弁の中では、道路が細いところとか何かは行けない、入れないからということもありますが、地震や何かですと、断水した場合の水槽というか飲料水になるわけですし、そういう点でぜひ、お金もかかることですが、そういうことで検討をいただけないかと思います。

それから、平和の問題で、広報や何かでお知らせするとか、そういう平和の問題大事だけれどもということですが、今まで友部でもありましたし、ぜひ広報は広報でいいかと思いますが、やはり意思表示というか、やっぱり垂れ幕、もし1年間やれなければ8月の1カ月間を垂れ幕を下げるとか、大きなもの、あとは広告塔についてもばかでないものでなくていいと思います。公民館とか図書館とかいろいろな公共施設に、そんなにお金かけることではなくて、その場所にあったような形で広告塔を建てることを求めたいと思います。再度、その垂れ幕ももう一度検討していただけないか。



それから、平和の問題で、今、筑波航空隊が友部にあるし、いろいろ今まで戦争を聞く会、そういうのはやっていると思います。しかし、広島・長崎の大会に出るとはまたこれは違うと思うので。いろいろな、土浦や水戸でも小学生とか中学生を送っております。他の市町村でも。そういうことで、市町でも送っていますので、その辺再度、これは各学校から2名程度だったら生徒会長とか、そういう形で、副会長とかという、簡単に選べるわけですし、ぜひそういう点でもう一度答弁をお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 幾つか、私に対する質問についてお答えを申し上げたいと思います。

改めて申し上げますが、定率減税についてはあくまでも暫定的な軽減措置ということで導入された制度だと私は思っております。自主財源の確保の観点からも定率減税の復活を国に要請していくということは考えておりません。

庶民の心、市民の心を、意見をどう聞いているのか、考えているのかということでございますが、私も住民の皆さんの間には、いろいろな集まりを通じて参加をさせていただいております。税の負担以外のこと、市政一般に対する声については私自身としては十分とらえているつもりだと思っておりますし、これからもそういう市民の声を聞くための、私の市長としての行動範囲というのはしっかりと行っていきたいなというふうに思っております。

今、戦後最大の景気だといわれております。ただ、統計上は確かにそのとおりだと思っておりますが、都市部と地方の状況というのは、ひとまとめに言える状況ではないのかなと私は思っておりますし、また、業種間、特に零細企業にとっては大変厳しい状況であるということの認識は、私は持っておるところでございます。

それと、税に対する考え方が、私と横倉さんでは若干違うのかなというふうに私は思っております。今度の住民税と所得税の三位一体の改革の中で負担割合があったわけございまして、住民税が当然ふえれば増税という言い方をされるのかもしれませんが、一方で所得税が減れば、それは減税という言い方をすることが必要なのか、トータル的に負担は変わらないということでございますので、増税、減税の議論では私はない、負担割合が三位一体の改革の中で変わったのだというふうに、私は認識を持っております。

それと、税というのは、私、前も一般質問で答弁をさせていただきましたが、これ憲法に定められております国民の義務でございます。我々行政は、その大切な市民の税をいただいて、また徴収する義務があるわけございまして、それによって行政サービスを進めるわけでございます。

ただ、当然、いろいろなハンディキャップを背負った方、低所得層の方もいらっしゃいますので、それは国の制度の中で非課税や減免措置をとらせていただいているわけござ

いますが、それにあった収入に対する税負担というのは必要だというふうに、私は認識を持っておるところでございます。滞納についても大変大きな滞納額がございます。

行政は何も取り立て屋ではございません。何回も何回も話し合って、それでその人に合った負担の納税をしていただきたいとお願いをしておるわけでございます。大変、皆さんいろいろな厳しい状況の中で、正直に払ってくださっている方がばかを見ないような、そういう制度として私は適正に運営していくべきだと考えております。

減免が足りないから滞納が多いのだという議論は、私はちょっと違うのではないかなというふうに思っております。今、国民の中で料金や納税や、そういうものに対する意識の低下、そういうものが一つの大きな課題だと私は思っておりますので、行政については適正な収納業務を行っていききたい、そのように考えているところでございます。

平和の問題についてのご質問もございました。日本は唯一の世界の中で被爆国でありますし、先般の議会において議決をいただきました非核平和都市宣言については多くの議員の皆さんが賛同しておりますので、その宣言の意味というのは、行政もしっかりと受けとめておるわけでございます。

ただ、方法論として、平和を訴えていくということはいろいろな方法論があろうかと思えます。行政としては、先ほど部長が答弁しましたように、ホームページや広報紙やいろいろな機会を通じて、平和教育も含めて、核の二度とあってはならない利用、さらには平和のとうとさ、そういうものを訴えていきたいなと思っております。

ことしの8月には戦没者追悼式を行う予定になっております。戦没者追悼式というのは、さきの大戦でとうとい命を犠牲にされた皆様に哀悼のまことを捧げるとともに、これからの恒久的な平和を祈るといいますか、改めて誓い合う場でもあろうかと思っておりますので、私はもちろん関係者の皆さんが中心にお集まりになると思いますが、逆に一般の方々も、会場の都合もあろうかと思いますが、参加をしていただいて平和を祈る、誓うということも一つの方法だというふうに思っております。

あとは担当部長より答弁をさせていただきたいと思えます。

以上です。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） 答弁の前に、先ほどお答えしました中で、保険税を抑制するための基金を1人当たりということの数字でございますが、7,774円というふうに申し上げましたが、これは7,474円の誤りでございますので、ご訂正をお願いしたいと思います。

それから、再質問の中であります短期保険証の交付についてでございますが、やはり今市長も申しましたように、税の公平性ということから考えれば当然、短期保険証というものなり資格証明書のあり方というものは行わなければならないというふうな認識をしておりますので、今後とも続けていくというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほ

どをお願いしたいと思います。

議長（石崎勝三君） 消防長吉井勝蔵君。

消防長（吉井勝蔵君） 先ほどの答弁の中で、消火栓 624と答えましたが、訂正をいただきたいと思います。 642でございます。

それでは、横倉議員の再質問についてお答えいたします。

充足率でございますが、県内平均では61%でございます。 100%充足率を満たしている消防本部、26あるのですが、ございません。

笠間市は、先ほど申しましたように、59.8%でございますので若干、平均より足りません。また、笠間市は大都市と違いまして人口密度が低いので、出勤区域が非常に広範囲になっております。そういった地域の実情もでございます。充足率を満たすのにはまた市民1人当たりの負担が増となってくるわけでございます。そういったことから勘案しますと、当面は現状の体制で行っていきたいと考えております。

また、消防団関係でございますが、これにつきましては消防団と消防署が合同訓練等によりまして、一体となって連携を密にして、防災の任に当たっていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） 横倉議員の再度の質問にお答えいたします。

平和特使を広島・長崎へ代表の生徒を2人ぐらい送ってはというお話でございました。教育には一人を百歩高めていかなければならない教育がございます。それから、百人を一步高めていくという教育、その必要があるという教育もございます。平和を大切にす、平和をとうとぶ教育というのは百人を一步進めていく、そういう教育ではないかと私考えてございます。

とすると、2人代表者をそういうところに派遣してというよりもむしろ、身近にある、それから、近くにいらっしゃる体験者、それから戦争ですね、それをまだまだ教材化ができていない部分がございますので、その教材化を図って、多くの子供たちに共通に学ばせていきたい、そういうふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（石崎勝三君） 16番横倉きん君。

持ち時間が3分でございます。よろしく申し上げます。

16番（横倉きん君） 増税の問題で伺います。

税の課税というか、累進課税が基本であると思います。私が今回、定率減税を復活させてほしいというのは、大企業、株の取引でも物すごい何千万も取り引きしている人は20%か10%と続けているのですよ。そして大企業は物すごい2兆円、資産家でも銀行でも3兆円とかいわれています。そういうところがきちっと当たり前に払ってもらえばいいわけで

すよ。それが片方では減税を続けていて庶民だけが増税、定率減税がなくなるということに物すごい疑問があって言ったわけです。そういう点で、私も所得に応じた税金を納めるのは当たり前だと思って、そういう方向なら本当にいいと思います。その点について、再度、今の景気が回復したことに対する私の、片方に減税を続けていることに対するものに対し再度答弁を求めます。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 同じお答えになりますが、定率減税の廃止を国に求める、廃止でなくて定率減税を行っていたのを再度実施しろという考えはございません。

それから、税の議論になりますと、なかなかこの場での議論というわけには、やっぱり税の決定権は国にありますので、国の中での議論を、我々地方自治体としてはしっかりと受けとめて行っていくのが筋だと思います。

以上です。

---

散会の宣告

議長（石崎勝三君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は、あす午前10時から開きますのでご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後2時41分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石 崎 勝 三

署 名 議 員 鈴 木 貞 夫

署 名 議 員 西 山 猛